

令和 5 年 2 月 15 日  
開会 10 時 00 分

○神谷議長

まず定足数の確認をいたします。議員定数 16 人中、ただいまの出席議員は 16 人で定足数に達しております。よって、令和 5 年第 1 回宗像地区事務組合議会定例会は成立了いたしましたので、ここに開会いたします。

これより本日の会議を開きます。地方自治法第 121 条第 1 項の規定に基づき、会議事件説明のため、原崎組合長をはじめ、関係職員各位の出席を求めております。本日の議事日程はお手元に配付をしているとおりであります。なお、本定例会におきましても、新型コロナウイルス感染症予防のため、引き続き換気をはじめ、議案に応じた執行部の入れ替えなど、基本的な対策を図りながら会議を進めてまいりますので、発言につきましては、簡潔かつ明確に行ってください。

これより日程に入ります。日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 85 条の規定により、7 番 森田卓也議員、8 番 戸田進一議員を指名いたします。

日程第 2 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日 1 日限りといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ご異議なしと認め、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 3 「諸報告及び提案概要説明」を行います。

原崎組合長から、令和 5 年第 1 回定例会招集にあたり、挨拶並びに報告次事項があればお受けいたします。原崎組合長。

○原崎組合長

皆様おはようございます。本日令和 5 年第 1 回議会定例会の開催に当たりましてご挨拶と、提案説明を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、本定例会にご出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。先日、福岡オミクロン警報が解除されました。福岡オミクロン警報は解除されましたが、従前より引き続きまして、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を図りながらの議会開催となります。何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本日の定例会では、合計 15 件の議案につきましてご審議をお願いするものでございます。

そのうち執行部から提出いたしました議案につきまして、概要のほうを申し上げます。

まず第 2 号議案ですが、改正個人情報保護法の施行に関しまして、必要な事項を定める必要がございますため、法律施行条例を制定するものでございます。

第 3 号議案及び第 4 号議案は、地方公務員法の一部改正が施行されることに伴い、職員の定年等に関する条例の一部を改正するもの及びこの関係条例の改正等を行うものでございます。

続きまして第 5 号議案は、職員の定年が段階的に引上げられることに伴いまして、定年引上げ期間中の消防部門における新規採用職員の平準化、それから消防力の維持及び高齢期職員の活躍維持を行い、より効率的な定員管理を行うために定数の見直しを行うものでございます。

続きまして第 6 号議案は、職員の表彰に際し、金品の授与を廃止することとしたため、職員表彰条例を一部改正するものでございます。

第 7 号議案は、福津消防署の庁舎等の用地として、土地を取得するに当たり、議会の議決に付すべき財産の取得となりますことから、この関係条例の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に第 8 号議案から第 15 号議案につきましては、一般会計、急患センター事業特別会計、水道事業会計及び本木簡易水道事業会計における令和 4 年度補正予算及び令和 5 年度予算でございます。

一般会計におきましては、し尿処理場撤去事業や、福津消防署整備事業、そして急患センター事業特別会計におきましては、現況から見込まれる診療収入及び、歳入補填のための構成市からの負担金、また水道事業会計におきましては、北九州市への包括業務委託料や多礼浄水場電気設備更新工事、そして配水管布設替工事、本木簡易水道事業会計においては、配水管布設替工事などを計上させていただいております。

以上いずれも重要な案件でございます。どうか何とぞよろしくご審議いただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

## ○神谷議長

日程第 4 「一般質問」を行います。

本定例会における一般質問の通告議員は 2 人です。なお、一般質問の制限時間は、答弁時間を含め、1 人当たり 55 分以内となっております。なお、制限時間の残り 3 分前にベルを鳴らします。質問、答弁は一問一答方式で行い、1 件ごとの質問回数に制限はありません。また、質問は自席にて行ってください。

それでは、通告順により、9 番 安部議員の質問を許します。安部議員。

## ○安部議員

おはようございます。9 番 安部芳英です。議員になって 10 年経ってるんですけど、初めて事務組合の議員になって、初めて一般質問させていただきます。緊張しておりますが、素朴な疑問を組合長のほうにお伺いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。

一部事務組合事業全般について伺います。

1. 事務組合の設立経緯と目的について伺います。
2. 組合財産とはどのようなものがあるのか伺います。
3. 組合施設の有効活用について検討実績を伺います。
4. 水道事業についてお客様からの意見をどのように収集し、どのように事業に反映しているのか、実績を伺います。
5. B C P (業務継続計画) これの策定状況について伺います。

以上よろしくお願いいたします。

## ○神谷議長

安部議員の 1 項目の質問に対し、執行部に答弁を求めます。原崎組合長。

## ○原崎組合長

安部議員の一般質問でございますが、まとめて 1 項目ということで、一部事務組合事業全般について伺うということでございますので、その中の小項目ごとに、お答え申し上げます。

まず、1 の「事務組合の設立経緯と目的について」でございます。宗像地区事務組合は広域行政の効率化を目的としまして、宗像地区にあった宗像地区水道企業団、それから宗像地区消防組合、それから宗像自治振興組合、そして、宗像清掃施設組合の 4 つの一部事務組合を統合し、平成 19 年 4 月に発足しております。

次に、2項目の「組合財産とはどのようなものがあるか」についてお答え申し上げます。本組合の前身でございます、今申し上げました4つの一部事務組合から引き継いだ財産、それから両市水道事業から引き継いだ財産が主なものでございまして、主に以下の通りの財産を有しております。

消防事業に供するものとして、消防署所（宗像地区消防本部、宗像消防署、宗像消防署赤間出張所、宗像消防署大島分遣所、福津消防署、福津消防署津屋崎・玄海出張所）及び消防車両（消防自動車、救急自動車、その他車両）、それから水道事業に供するものといたしましては、多礼浄水場、吉田取水場、吉田・多礼ダム、配水池、管路等がございます。またし尿処理事業に供するものとしては、宗像浄化センター、急患センター事業に供するものとして、宗像地区急患センター。そのほか旧急患センターや土地などがございます。

次に、「組合施設の有効活用についての検討実績」についてお答え申し上げます。用途廃止となりました施設の活用事例としては、旧急患センターの一部を社会福祉法人さつき会に貸し付けまして、「障害者就業・生活支援センターはまゆう」として利用されております。また、当該施設は宗像市にも一部貸付けており、宗像市・福津市の介護認定審査会の会場としても利用されております。

次に、4つ目の「水道事業についてお客様からの意見をどのように収集しどのように、事業に反映しているかについての実績」についてお答えいたします。平成29年度に水道ビジョンを策定するにあたりまして、その際市民アンケートを実施しております。安心安全な水の供給ができる災害に強い施設の整備が重要であるとしつつも、水道料金は高く値上げは極力抑えてほしいという、そのようなアンケートの結果も踏まえまして、老朽施設の更新など必要な施設投資は平準化して行いながら、できる限り、現行の料金体系を維持する計画となっております。

最後に5番目の「業務継続計画（BCP）の策定状況」についてでございますが、この本計画につきましては昨年度に策定済みでございまして、今後は、情勢に合わせたブラッシュアップなどの拡充を行っていくこととしております。以上でございます。

#### ○神谷議長

安部議員。

#### ○安部議員

原崎組合長ご答弁ありがとうございました。それではですね、質問に深掘りをしていきたいと思うんですが、まず事務組合の設立経緯と目的についてはですね、ご答弁ありました広域行政の効率化というところが目的となっておるということでありました。ならばですね、さらなる広域行政の効率化が必要かなあというふうには考えるんですが、この実績について伺います。

#### ○神谷議長

堤事務局長。

#### ○堤事務局長

それでは私のほうから回答させていただきます。

水道事業におきましては、平成22年に用水供給事業と宗像市及び福津市の水道事業の統合を行いました。その後、北九州市と水道事業包括業務委託に関する基本協定を締結し、平成28年から包括委託により事業を行っております。

また、消防におきましては、平成29年11月から福岡市消防局、春日・大野城・那珂川消防組合消防本部、糟屋南部消防組合消防本部、糟屋北部消防組合消防本部、それと、宗像地区消防本部の5団体で消防指令センターの共同運用を実施しております。また、この消防本部では、福岡

市消防局内において設置している共同指令センターで 119 番通報を受信しております。

今後、令和 5 年度から筑紫野太宰府消防組合消防本部、令和 11 年度からは、糸島市消防本部が参入する予定でございます。

○神谷議長

安部議員。

○安部議員

広域行政の効率化について実績を伺いました。平成 28 年それから平成 29 年というような、実績をお伺いしたわけですけども、私の印象としてはですね、平成 29 年以降ですね、広域化の議論が進んでないのかなという認識がございましたのでここ深掘りをさせていただいておるところであります。

事務組合の規約の中にですね、関係市の振興に関する調査研究ということが記載されているんですが、これはどのようなことを行うのか伺います。

○神谷議長

堤事務局長。

○堤事務局長

規約の中にある、関係市の振興に関する調査研究ということでございますが、現在、本組合が所掌しております水道事業、消防事業、し尿処理事業、急患センター事業等に関連し、構成市の振興につながる調査研究のことでございます。なお両市においては以前、企画担当課を中心に共同事務に関する研究を行っていると聞き及んでおります。以上です。

○神谷議長

安部議員。

○安部議員

規約の中の調査研究に関する意味合い等伺ったんですが、ご答弁が過去形だったと思うんですね。以前は行っていたと聞き及んでるということなので、認識としては、今はなかなか行われていないのかなという印象を受けたんですが、再三質問で取り上げてますが、さらなる広域行政の効率化を進める場合、今後の手続等について伺いたいんですが、協議を進めるための手續はどのような手續になるのか伺います。

○神谷議長

堤事務局長。

○堤事務局長

協議を進めるための手續についてでございますけども、現在、規約に定められております事務につきましては、本組合を中心に両市の担当部署と協議を行い、その上で進めてまいります。

また、規約に定められていない部分につきましては、両市の企画担当部門での協議が整った後に、本組合の規約改正が必要となります。福岡県と事前協議を行った上で関係市の議会の議決を得て行う協議により規約を定め、許可権者である県知事の許可を得ることとなります。手續については以上でございます。

## ○神谷議長

安部議員。

## ○安部議員

手続のご説明の中でですね、規約に定められてないことに関して、事務の広域化については、両市の企画担当部門での協議が整った後にステップがあるよというお話だったと思います。ということは、言い返せば各両市の首長が企画部門のほうに、さらなる広域化の可能性はないのかというようなところをですね、協議のスタートとなればいいという、話だと解釈私はしております。それで、平成19年以降、事務組合が出来てからですね、15年を経過して社会変化もある中で、私はさらなる効率化の協議が必要ではないかと考えるんですが、原崎組合長のお考えを伺います。

## ○神谷議長

原崎組合長。

## ○原崎組合長

先ほど最初にお答えいたしましたとおり平成19年、それからその後、用水事業や消防のそれぞれこの統合された組合の中でですね、効率化のほうの事務を進めてまいりましたけども、10年というか15年ですかね経過いたしまして、手続といたしまして両市の企画担当部門での協議が整った後にということで今、事務局長からお答えいたしましたが、そういうことであるならば、ボトムアップ、トップダウン、いろいろやり方ありますけども、やはり両市の、私は福津市の市長でもございますし、より広域化の目的はですね、この住んでるエリアの市民の皆様にとってより、質の高い、いわゆるこの事務組合のことでありましたら、行政サービスが受けられるということありますので、よりこの広域化の利点を生かした事務の検討をしていく、そういう段階に来ているという認識でございます。

## ○神谷議長

安部議員。

## ○安部議員

そういう認識を持たれているということに関して、私は歓迎であります。さらなる広域化のほうにですね、ぜひ検討等を進めていただきたいというのが、私の思いであります。

事務組合の目的が広域行政の効率化のことなので、これまで様々な創意工夫を行いながら、事務組合さんがこれまでされてきたというのは、私も認識しております。しかしこれで、平成29年以降、何度も申し上げますけど、効率化の実績が少ない状況だというふうなことが、私もそうですし、この議会の中でも共有できたんじゃないかなと思います。

一方ですね、近年国の制度改革など、現場の負担がさらに増えているという状況も垣間見えます。例えば、消防行政においては、消防団員への給与の直接振り込み等が両市の職員の負担を増している、そういうことが挙げられると思います。消防主任は各市に1人ずつしかおりませんので、交代がなく、出動回数はおのずと多い状況であります。その状況にさらに各団員一人ひとりへの振込事務が増えたことは、大変な負担増と認識しております。

このことは、国の進める働き方改革にもいささか逆行しているのかなあという印象もございます。対策としてですね、各両市が単独でそれぞれが消防副主任を設置するということも思いつくんですが、宗像地区事務組合の目的が広域行政の効率化であるならば、宗像地区の消防団員という視点からですね、振込事務を事務組合の中で行う、そういったことをですね、協議を進めることができないでしょうかという質問をさせていただきます。

## ○神谷議長

堤事務局長。

## ○堤事務局長

振込事務が増えたことについての部分を、協議を進めてもらえないかということでございますけれども、消防本部自体は専門性の高い常備の消防機関であるのに対し、消防団のほうはですね、地元に密着した消防活動を実施する非常備の消防機関でございます。消防組織法においては市町村が設置することというふうになっております。

また、平成 18 年度には、国の消防審議会において「消防団の広域化は行わず、引き続き構成市町村単位での設置を維持すべきである。」との答申がなされております。よって消防団員に対する、報酬振込等につきましては、消防主任の業務負荷軽減のために、それぞれの両市の人事部門等が給与等の支払いを行っておりますので、そういった部分での事務実施等の検討を含めて、両市で行っていただく必要があるんではないかというふうに考えております。

## ○神谷議長

安部議員。

## ○安部議員

いろいろな法規とか審議会とかそこら辺のお話を例に挙げていただいて、消防団の広域化を行わずというところが前提であるということですが、私もそこを一本化してくださいという話をしてるつもりはありません。私は振込事務の効率化をできないかと問うたところであります。くれぐれも消防団の一本化という話ではないということをちょっと、申し添えておきます。本組合の目的のさらなる達成と消防行政現場の負担軽減による防災力の維持のために、ぜひ、今後検討していただきたいということはこれ、要望をさせていただきます。

それと、消防団のことを例えとして、お話しさせていただきましたが、先ほど原崎組合長のほうからもご答弁ありましたようにさらなる広域化についてですね、いろいろなご議論をしていただきたいと。今回質問がきっかけとなってですね、例えば下水道の事務を一本化できないかとかですね、そういった議論が両市において進められることを要望しておきます。

次は 2 番目の組合財産についての質問に入ります。

組合長のご答弁でいろんな施設があるということをご説明いただきました。それでですね、維持更新計画の進捗等、計画の中には、廃止施設も含まれているのかというところについて伺います。

## ○神谷議長

堤事務局長。

## ○堤事務局長

当組合が保有する全施設を対象としました公共施設等総合管理計画が現在策定中でございます。令和 5 年度中の策定を目指しております、消防本部、急患センター及び旧急患センターの 3 施設につきましては、現地確認による老朽度調査を実施したところでございます。

また、水道事業につきましては、令和 3 年度に管路網の整備、更新計画として、水道施設整備計画を策定しております。この計画に基づき、令和 4 年度から水道施設の更新事業を進めてまいりたいと思います。

また、計画の中に廃止施設も含まれてるかということでございますが、現在策定に取り組んでおります計画では廃止を予定している宗像浄化センターも含まれております。

また、水道施設につきましてはですね、水道事業の統合時に、両市と交わした基本協定がございまして、その中で両市に引き継いだ水道資産のうち、水道事業の用に供さなくなったものは、用途廃止して、両市へ返還するということになっているため水道施設の維持更新の計画に廃止施設は含まれておりません。

○神谷議長

安部議員。

○安部議員

廃止施設についてですね、計画の中に入ってないというご答弁があったんですけど、廃止施設も含めて全ての施設の状況を把握しなければ、維持更新計画を策定できなくて、経営計画の精度も高めることができないんじゃないかなと考えるんですけど、それについてお考えを伺います。

○神谷議長

堤事務局長。

○堤事務局長

廃止施設について全て含んでないというわけじゃなくて、水道施設は両市にお返しするので、そのあとの費用がかからないという意味です。また、安部議員がおっしゃるように当組合としても、廃止施設は含めるべきだというふうに考えております。公共施設等総合管理計画の策定に当たりましては、施設の状況把握を行いながら、取組を現在進めておるところでございます。策定後水道事業以外の施設につきましては、この計画に基づいて費用面を含め、両市と協議を行った上で施設更新等を行っていく予定でございます。

なお水道事業の施設につきましては、水道ビジョン及び経営戦略の中間見直しの結果を施設整備計画に反映させた上で事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○神谷議長

安部議員。

○安部議員

今度は施設の管理責任者について、少し質問したいんですけど、全ての施設の維持管理の責任所在を明らかにする必要があると考えるんですが、どのようなお考えなんでしょうか。

○神谷議長

堤事務局長。

○堤事務局長

全て施設に関する管理責任、所在を明らかにする必要がある、私どももそのように考えております。用途廃止したとしても、財産自体を処分するまではしっかりと当組合に責任があるというふうに思っております。休止中の施設等では、資材置場などとして使用しているものもございますし、他者の迷惑にならない程度の管理は引き続きやっております。

○神谷議長

安部議員。

## ○安部議員

それではですね、地下埋設をされてて、昔の水道管などで敷設の履歴が不明なものは、誰に責任があるのか、伺います。

## ○神谷議長

豊福経営施設課長。

## ○豊福経営施設課長

原則として、不明管については市の管理となります。工事を行っていて、不明管が見つかった場合は、当組合で管路図など電子化されており、その中で確認を行って当組合の所有かどうかを判断することとなっております。

## ○神谷議長

安部議員。

## ○安部議員

ご答弁ありがとうございました。私がいただいたかったのは、不明管については、市の管理となるという言葉がいただいたかったので、これは市の責任で今後やっていかないといけないってことなので、両市の首長さんが不明管についていろいろと調査しないと、将来的なことを考えると課題になるんじゃないかなと、今の質問で分かりました。

それでその不明管の把握に努めるために、調査を行うことで、周辺地域への影響や、将来の撤去費用などの想定や積算が行えますよね。それによってリスクやコスト管理の精度が上がるのと現実的な経営計画がつくれると考えるんですが、これについてお考えを伺います。

## ○神谷議長

豊福経営施設課長。

## ○豊福経営施設課長

不明管については調査等で把握するのは非常に困難でございます。現在使用していない古い水道管については、本組合の施設管理システムの中で把握はしております。また水道管の法定耐用年数は40年なんですけども、管の種類や埋設された土壌などの条件によってですね、より長く使用できるものと考えております。今後有収率の推移や修繕の実施状況等により実際に使用できる年数を調査しながら、今後の更新計画を進めていく必要があると考えております。

## ○安部議員

不明管の調査は、なかなか把握は困難だというお話をありました。私も想像するにそうだろうなと思うんですが、ただ一方でですね、いろんな科学技術は進んでおりまして、そうやって不明管の調査研究技術が進めば、それは導入をすることなども含めて、要は責任を明確にしないといけなかったりするところなので、これは要望なんですけど、不明管の調査について、研究していただきたいということを要望いたします。

続いて3番の施設の有効活用についてです。今さつき会に貸付けられているというようなご答弁、有効に活用されているというご答弁がありました。それで宗像市では、脱炭素推進室が宗像市の資産や、市内のため池などを活用した太陽光発電や小水力発電などの再エネ可能性調査を進めておりますが、事務組合も有効活用についてですね、可能性調査を行って、使用料収入以外の収入を増やす創意工夫を行う必要があると考えますが、いかがでしょうか。

## ○神谷議長

堤事務局長。

## ○堤事務局長

事務組合においても可能性調査等を行ったらどうかということですけども、水道事業につきましては、飲用に適した水を低廉に供給することが本分でございます。国全体でカーボンニュートラルを目指しておりますが、水道事業においても太陽光発電や小水力発電の導入事例がございます。設備を持つと維持管理費用等が発生するという難点もございますけども、水道料金や水質等へ与える影響を考慮する必要もございますし、慎重にならざるを得ないというのが現時点で可能性調査を実施していない理由でございますけども、今後ですね、施設更新のタイミングで長寿命化を含めて他自治体の事例も見ながら、太陽光発電や小水力発電について調査検討を行ってまいりたいというふうに思っております。

## ○神谷議長

安部議員。

## ○安部議員

今後の更新時期というお話をありました。決算審議の意見書があるんですけど、この意見書の最後総評のところにですね、コメントとして、「引き続き効率的かつ効果的な運営を目指し、より一層努力されたい。」とかですね、「老朽化した浄水施設や配水管の更新には今後も費用が多大な費用が見込まれることから、より一層経営の効率化を図るとともに、経営基盤の強化に尽力されたい。」という言葉があるわけですね。何か工夫しないといけないというふうに私はちょっと認識して、今回この質問をさせていただいているんですけど、この事務組合のそもそもの水道ビジョン 2027、これの 28 ページにですね、そもそも小水力発電や太陽光エネルギーの導入を検討する必要があると記載されているわけですよ。なので、それが、先ほどの答弁からすると、水を低廉に提供することが本分ですっていうところが、少し矛盾するんじゃないかなと感じております。私、太陽光パネルをため池の上に載せましょうとかいう具体的な話をしてるつもりはありません。いろんな発電とか、収益を上げる方法があるので、そういった研究をですね、ほかの自治体水道事業の有効活用策も先ほどご答弁にもありましたけど、研究しながら、宗像の事務組合に採用可能なものは何か、調査したほうがいいんじゃないかと。しかも、更新に合わせてというご答弁があったんですけど、その更新の前から既にそういう計画とか調査研究はしといたほうが有効じゃないでしょうかっていうところが私は認識しておりますので、可能性調査をですね、行っていただくことを私のほうも要望いたします。

それと、一方で先ほどよりですね、両市の企画担当課が、広域行政の効率化の協議を行う責任部署っていうところのスタートですっていう話もありましたので、組合施設の有効活用についてもですね、検討の余地が十分にあるということを私も、市議会に持ち帰って、また議論のほうに進めていきたいと思います。

それで次の 4 番目ですね、お客様からの意見をどのようにっていうところです。私実は 1 月に水道の利用者になりました。それまでは井戸で 52 歳、育ってきたんですね。1 月に水道になって、やっぱり井戸水との水道の違いってのは、やっぱり私個人はありました。長年飲んできた井戸水と違うっていうのは。ただ、おいしくないとかいうことではなくてですね、水道水が市民にとつてどう考えられているのかっていうところを少し興味があつたので、今回質問で取上げさせていただいているんですけども、飲料水の品質、味や成分について、ほかの水道事業のつくる飲料水等の品質との比較研究、そういうことを、結果があれば伺いたいと思います。

○神谷議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

他水道事業との品質に関する水道の水質基準なんですが、水道水はですね、各水道事業者がですね、水道法に定められた 51 項目の水質基準をクリアして提供することとなっておりますので、飲料に適した水が供給されております。原水の水質は水源によって異なります。そのため、成分なども異なりますので、味もやはり異なるものと考えております。ですけども全て飲料用として供給されているものでありますので、他事業者との水の比較っていうのものは今のところ行っておりません。以上でございます。

○神谷議長

安部議員。

○安部議員

51 の水質基準をクリアしているというところはこれはもう法的なことも、安全安心な水という提供ですからね、分かるんですけど、果たして他の事業体がですね、ほかの水等の比較をしてないかどうかというのは私も調べてないんで分からんんですけど、水を安全安心に提供する、市民サービスしているということはサービス業なので、サービス業なら、市民のニーズとか、市民がどう感じているかっていうのは、いろいろ伺ったり、調査研究しないといけないのかなと思ってるんですね。それで、単独で事務組合で独自でなかなか調査研究が難しいということだと思うので、質問なんですけど、飲料水について、市民団体などとですね、連携した研究、そういう実績がございますでしょうか。

○神谷議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

市民団体との連携した研究は行っておりませんけども、ご家庭の水道水を、簡易水質測定キットを使ってセルフチェックしていただくように「水道水質モニター制度」を取り入れております。宗像市では 14 人、福津市で 7 人、合計 21 人の方に、毎日水質を測定していただいております。もしこのときに、味などふだんと違うことがありましたら、ご連絡をいただくこととしておりますので、水道水の安全性やおいしさをお客様自身が体感することにより、水道水に対する満足度を向上させることにつながるものと考えております。

また、協働事業としましては、宗像市の環境団体が開催している環境フェスタにおいて、利き水体験の実施を検討しておりましたが、他団体が企画しておりましたので、当組合では実施しなかったという経緯がございます。以上でございます。

○神谷議長

安部議員。

○安部議員

市民団体との研究もまだ今はされてないということが 1 点ありました。規約の中にもいろいろと研究について、あると。しかし研究等が滞ってるのもありましたので、これは研究していただ

きたいなと要望でございます。それと、水道水質モニター制度ですね。私これ勉強不足で存じ上げてなかつたんですが、21人の方にですね、水に親しんで自身が体感するということで満足度を向上させるという意味合いでされてるってことを初めて知ったんですけど、いい制度だと思います。それと、環境フェスタですね、利き水体験をしようとしたけど既に市民団体がされてたので、それを実施しなかつたというところであります。環境フェスタのときにですね利き水体験、伊豆副組合長もですね、海の道宗像館で利き水をされてたと思います。非常に市民の方は熱心にいろんな興味を持たれてされてたので、いい機会だと思うんですけど、残念なのは事務組合さんのはうは、市民団体が利き水をしてたから、自分たちは実施しなかつたっていうところが、できれば今後はですね、協力体制をとりながらとか、また別の体験、体感していただけるような機会を増やしていただきたいなと思っておりまして、どうせならより多くの市民に実際に水道水を飲んでもらってですね、いいイメージを持ってもらうための啓発活動、そういう意味で環境団体との連携やイベントへの出展、駅など街頭でのイメージアップキャンペーンを実施していただく、検討していただくことを要望しておきます。

最後にですねBCPについて、昨年度に策定済みということで、令和3年度の予算にですね計上されてたと思うんですが、作成したという報告が議会とか市民にあってるのかなというところが、ちょっと興味があるところであります。数字でいうと800万円の予算で多分これ策定されてると思うんですけど、ほかの自治体、組合などでは、ホームページ上で公開してですね、要はこのBCPっていうのは重要なライフラインである水道施設が、災害などで被害を受けても、業務を中断せずに、できるだけ早く復旧できるよと、そういうための計画を策定しているんだよということですね、広く情報公開してより安全な水道事業だよということをPRにも使えるんじやないかと思うんですけど、情報公開したほうがいいのではないかということについて、お考えを伺います。

#### ○神谷議長

堤事務局長。

#### ○堤事務局長

安部議員おっしゃるように、広く住民の方に知っていただくことが良いと思いますので、当組合のホームページに掲載したいと考えております。現状のホームページのリニューアルをですね、ちょうど来年度予算としても計上しておりますので、その中で計画を載せていくたいというふうに考えております。

#### ○神谷議長

安部議員。

#### ○安部議員

非常計画ですから、そういう災害が起きないことがまず1番いいことなんんですけど、万が一起きてもですね、ちゃんと水道復旧して安定供給できるというような計画があることを広く市民の方にですね、利用者の方に認知してもらうってことは、いいことだと思いますのでぜひ、進めいただきたいということを、要望を改めてお願いをしておきます。

それでですね今回ちょっと私一般質問をさせていただいたんですけど、宗像地区事務組合の水道事業経営戦略っていうのがございまして、この中にですね、経営方針とか投資・財政計画というのがあって、その中にですね、投資についての検討状況等というのが書いてあります。この中に、民間の資金ノウハウなどの活用に対しての事務組合のコメントとしてはですね、「民間活力を活用できる事業はない。」と言い切ってらっしゃいます。また広域化っていう項目のところで

は「平成 22 年 4 月から宗像市と福津市の水道事業を垂直統合し、広域的に経営している。」そこ、言い切ってるんですよ。もちろん、短い文章で説明するのはそれでいいと思うんですけど、さっき、今日のですね、一般質問の中のやりとりの中では、まだまだこういういろんな知恵を絞ったり創意工夫したり、それから課題を認識して研究したり、こういうところには余地があるんじゃないかなというのを私も実感したところであります。

今後ですね、よりよい水道事業、もしくは、事務組合事業につながるようにですね、ぜひ調査研究、検討を重ねていっていただきたいと要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

## ○神谷議長

これで安部議員の質問を終了します。

ここで暫時休憩とし、再開を 10 時 55 分からといたします。

(休憩)

## ○神谷議長

休憩前に引き続き会議を開きます。次に 11 番 石松議員の 1 項目の質問を許します。石松議員。

## ○石松議員

11 番議員の石松和敏でございます。今回、私、一般質問は、2 項目についていたしますけれども、第 1 項目の水道事業の課題等について、見解をお伺いしたいと思っております。

1 つ目は、給水人口の伸びについてお伺いをいたします。水道ビジョン 2027 の計画期間は、平成 30 年度から令和 9 年度までの 10 年間であります。令和 9 年度の将来見通しの給水人口は、14 万 7,760 人、そして 1 日最大給水量は、4 万 3,100 m<sup>3</sup>/日となっており、令和 3 年度の見通しでは、給水人口は 14 万 725 人、1 日最大給水量は、4 万 1,849 m<sup>3</sup>/日となっております。一方、令和 3 年度の決算書等で、実績を確認をしますと、給水人口は 14 万 3,791 人。そして 1 日最大配水量は 4 万 3,189 m<sup>3</sup>/日となっております。これは給水人口の伸びが予想以上に、大幅に進んでいることが分かりました。宗像地区事務組合の水源は、吉田・多礼ダムの自己水源が、1 日当たり 2 万 9,600 m<sup>3</sup>/日と福岡地区水道企業団、これも同じく 2,400 m<sup>3</sup>/日や、北九州市、これが 1 日当たり 1 万 3,000 m<sup>3</sup>/日からの上水受水、これは上水の購入ということですけども、合計 4 万 5,000 m<sup>3</sup>/日を確保しております。そこで、給水人口が急増している実態から推測しますと、水需要の将来見通しの見直しが必要ではないかと考えますけれどもお伺いをいたしたいと思います。

2 つ目です。管路の老朽化対策についてお伺いをいたします。水道ビジョン 2027 の管路の項を見ますと、組合の有する管路は、導水管、送水管、及び配水本管、支管を合わせると、総延長は約 940km とのことです。次からの数字は最新ではないと思いますけれども、ご了承いただきたいと思いますが、法定耐用年数を超過した管路率、これは 25.2% と記載されております。類似団体の 11.5% よりも高く、老朽化が進んでいる状況だと判断いたします。具体的には、平成 27 年度の水道統計によりますと、25.2% が既に法定耐用年数、これは 40 年ですけども、これを超過しており、老朽管と呼ばれております。また、将来的に、法定耐用年数を超過する、これは経年管といいますが、20 年から 40 年のものです、と呼ばれているものも、26.5% あります。今後、計画的に更新を進めていかなければ、老朽化が急速に進行する恐れがあり、その結果漏水も多発すると考えられます。管路更新の進捗状況につきましては、令和 3 年 2 月定例会における井浦潤也議員の一般質問では、平成 30 年度が約 20 km、令和元年度が 15 km、令和 2 年度が 9 km、また令和 3 年度の予定は 7 km であり、平成 30 年度から 4 年間の管路更新の合計は、約 51 km とのことでありました。令和 3 年度の経営状況を見ますと、収支の結果は、約 4.6 億円の純利益となっており、また、令和 4 年度の決算見込みでは、約 3.2 億円の純利益を見込んでおります。今後の経営状況も予測

した上で、財源的に余裕のある時期であれば、老朽化した管路等の更新を前倒しで実施すべきと考えますけれども、見解をお伺いいたします。

以上で1回目の質問といたします。

#### ○神谷議長

石松議員の1項目目の質問に対し、執行部の答弁を求めます。原崎組合長。

#### ○原崎組合長

それでは、石松議員の1項目目にお答えいたします。

1項目目「水道事業の課題」についてでございます。(1)の給水人口の伸びについて、議員のご指摘のとおり給水人口が予測以上の伸びをしていることは、当組合としても認識しているところでございます。本年は平成29年度に策定いたしました水道ビジョン2027の5年目ということもありまして、この水道ビジョンの中間見直しを行いました。本日の定例会後の連絡会で概要説明をいたす予定となっておりますけれども、この中で、水需要の将来見通しの見直しを行っております。令和9年度の給水人口は14万7,760人から、見直しまして810人増の14万8,570人、また1日最大給水量が4万3,100m<sup>3</sup>/日から、902m<sup>3</sup>/日増えまして、4万4,002m<sup>3</sup>/日としております。今後も給水人口の増減を注視しながら見直し等必要な施策を講じてまいりたいと考えております。

次に、(2)の管路の老朽化対策についてでございますけれども、令和3年度の水道統計などを基に今年度中間見直しを行った水道ビジョン2027(令和5年度改正版)では40年を経過した法定耐用年数超過管路率が、25.2%から12.0%へ減少しております、令和元年度の類似団体値18.7%よりも、12.0%ですので低い状況ではありました。しかしながら、20年超から40年経ったこの経年管の割合は26.5%から49.2%と増加しております、継続的な更新が必要と考えております。水道水の安定供給を行うため、令和9年度までの間で電気設備などの更新事業を行っております、そのほか水圧低下地域の解消のための事業も行う予定にしております。管路更新事業についても重要な課題と考えておりますので、各施設などの大規模な更新事業など、全体の事業費バランスを考えながら、議員がご指摘いただきましたとおり、できる限り管路更新事業を進めてまいりたいと考えております。

#### ○神谷議長

石松議員。

#### ○石松議員

組合長ありがとうございました。若干数字は、私が先ほど質問した数字から少し動いておるようですが、そう大きくは変わってないかと思いますので、引き続き再質問をしたいと思います。

給水人口の伸びについてですけれども、宗像地区事務組合の水道事業経営戦略というのがあります。これについては先ほど安部議員も少し触れられましたけれども、これも平成30年の3月に策定されまして、平成30年度から10年間、平成39年(令和9年度)までの経営戦略でございます。この中の財政試算の項に、給水人口と有収水量の推移という箇所があります。今後10年間は給水人口の増加に伴い、有収水量も増加する見通しだとあります。宗像地区事務組合の水源は、先ほども私述べましたけれども、1日当たり4万5,000m<sup>3</sup>ありますが、令和3年度の段階で4万3,100m<sup>3</sup>/日を超えておりまして、先ほど答弁では、令和9年度には4万4,000m<sup>3</sup>/日程度と見直されておるということです。今後とも、給水人口の動向を注視しながら、検討をお願いしたいと考えております。

また、有収水量も増加することで、10年間で約255億円の給水収益が確保できる見通しとありますけども、この数字については、予定どおり進捗していると考えてよろしいかどうかお伺いいたしたいと思います。

#### ○神谷議長

堤事務局長。

#### ○堤事務局長

給水収益が確保できる見通しかということでございますが、収益的収入につきましては、給水人口が想定以上に伸びていることもあり、年当たり1.5億円ほど計画を上回っております。収益的支出につきましては、経常的なものは概ね計画どおりなんですが、令和元年度に東部浄水場、令和2年度に久末ダムを福津市へ返還したことによりまして、合計30億円の計画になかった特別損失が生じております。こういったことを踏まえまして、計画期間内の純利益の達成等は難しくなっておりますけども、現金支出もなく後年度の費用の前倒しであるため、水道料金には直接影響することはありません。

計画は概ね予定どおりに進捗しております、令和9年度までの計画期間中は、現行の水道料金で経営を維持できるというふうに考えております。

なお水道ビジョンの見直しを受け、引き続き経営戦略の改訂を進めております。経営状況について詳細な検討の上改訂を行い、次回連絡会でご報告、ご説明できればというふうに考えております。

#### ○神谷議長

石松議員。

#### ○石松議員

同じく、この経営戦略の中の、投資・財政計画の項を見ますと、収益的収支の箇所を確認しましたら、今後10年間では収益的収入が約323億円であるのに対しまして、収益的支出が288億円であり、約35億円の純利益を確保できる見通しと書いてあります。先ほど事務局長のほうから、これにプラスして情報が少し若干変わるということもありましたけれども、おおむね大きく変わることはないということだったと思います。

そして経常収支比率を見ましたら、約110%を常に上回っております、令和9年度にはおおむね120%となる見通しだと記載されております。以上のことから今後10年間は水道料金を値上げすることなく、健全な経営を維持できる見通しとこの経営戦略にも書かれております。それは今、事務局長のほうも同じことを答弁されたかと思っております。実績としては、令和2年度の決算の経常収支比率は120.8%がありました。そして令和3年度は115.8%と、予想を上回る高い比率を示しております。

この投資・財政計画は、若干の変更はあるでしょうけども、予定どおり進捗していると考えてよろしいかお伺いしたいと思います。

#### ○神谷議長

堤事務局長。

#### ○堤事務局長

先ほどお答えしましたとおりですね、この投資・財政計画につきましても、おおむね予定どおりの進捗をしてるということでございます。現計画の中でですね、引き続き経営戦略の見直しを

行いますので細かなところは変わりますけども、予定どおりの進捗状況であるというふうにお答えします。

○神谷議長

石松議員。

○石松議員

それでは2番目の管路の老朽化対策について2回目の質問をさせていただきます。令和3年度の決算書及び決算審査意見書を確認しましたら、給水原価が前年度と比較すると180.51円から、11.04円増加しまして、191.55円となっております。また、有収率は90.3%から90.7%と0.4%上昇しております、これは恐らく、約1,000万円程度の増収につながったのではないかと考えております。このことは、工事を先取りをして実施した結果ではないかと考えております。漏水検査を行って、配管の工事を実施したものではないかと考えますけれども、見解をお伺いしたいと思います。

○神谷議長

堤事務局長。

○堤事務局長

漏水調査を行い有収率が上がった部分につきまして、配管工事等を実施したのではないかということでございますが、議員がおっしゃいますとおり、有収率が0.4%上昇したこと、配水量で約6万m<sup>3</sup>/日、給水原価をかけまして、約1,100万円の経費が削減された計算となります。

有収率は配水池ブロックごとに管理しております、毎月協議を行っております。令和3年度は、有収率が低下した平等寺配水ブロックと東福間配水ブロック、この二つで漏水調査を実施しまして、71件の漏水を発見し、修理・更新を行っております。その他の配水ブロックを合わせると、宗像・福津全体では年間309件の漏水修理を行っております。その結果、年度末では有収率が向上したものと考えております。漏水修理につきましては、早期に発見し早期に修理することで、無効水量を減少させることができ、議員ご指摘のように無駄な経費費用を削減できるため、漏水調査、配水管更新など引き続き有収率向上に努めていきたいと考えております。

○神谷議長

石松議員。

○石松議員

はい、ありがとうございます。水道管が老朽化をしますと漏水が多発をして、その結果有収水量も減るということあります。そこで、この漏水について過去3年程度で結構なんですが、細かな数字はいりませんけれども、どの程度漏水が起こってるのか、その実態について分かれば教えていただきたいと思っております。

○神谷議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

漏水の件数なんですが、令和元年度が合計で366件、令和2年度が387件、令和3年度が321件となっております。

## ○神谷議長

石松議員。

## ○石松議員

はい、ありがとうございます。令和元年度が366件、2年度が387件、大体300件強毎年起こっている。これはやっぱり今から老朽化した管路の更新を早くしていかなければ、恐らく漏水の箇所数も減るし、それがひいては有収水量が増える。結果お金が増えると、収入が増えるということになろうかと思いますので、私はぜひ、この財政的なですね、いわゆる水道料金を上げるということじゃなく上げないことで、何とかこの老朽化した管路の更新を前倒していただきたいということを強くお願いしたいと思います。

そして、この経営戦略にあります、今後の取組みと進捗管理の項を見ましたら、基幹管路の耐震適合率という項があります。管路の老朽化解消・耐震化推進工事を年間6.3キロのベースで、毎年実施する計画とありますし、基幹管路を少なくとも年間1キロの耐震化していくことで、令和4年度及び令和9年度の目標を達成することができるとあります。具体的には令和4年度の経営目標50%以上に対しまして、54.7%、令和9年度の経営目標60%以上に対しまして60.5%である。ということが分かりましたが、これは予定どおり進捗していると考えてよろしいかお伺いしたいと思います。

## ○神谷議長

豊福経営施設課長。

## ○豊福経営施設課長

基幹管路の更新についてなんですかね、まず水源から原水を浄水場へ送る導水管、あと各家庭による給水管を分岐しない管である配水管と言いますけども、その水道管のですね、基幹的な施設のことを言います。当組合では、平成30年に150mmの配水管についても管網の中で基幹的な役割であるという理由から、従前200mm以上としておりましたが150mm以上へと、基幹管路の基準を変更しております。

変更前の200mmの管については令和3年度末の耐震化適合率は54.5%となっております。しかしながら、150mm以上に基準を変更したことで、基幹管路の適合率は38.7%となっております。基幹管路の耐震化については重要な課題ですので、令和9年度での60%という目標は変えずに達成を目指して更新を続けていく所存でございます。

また平成30年度から令和3年度の実績で管路全体で年間平均約12km、基幹管路では年間平均約1.2kmと、いずれも計画を上回るペースで更新をしております。

## ○神谷議長

石松議員。

## ○石松議員

基幹管路の更新は大変重要であるということ、またそれと目標よりもですね、少し上回った形で今進捗はしているということでした。また今後ともよろしくお願いしたいと思います。

それで最後になりますけれども、この経営戦略では、宗像地域と福津地域をつなぐ連絡管がないため、非常に宗像地域と福津地域間の水の相互融通ができない状況とのことであります。水道ビジョン2027においては、連絡管整備工事を施策メニューとしては挙げておりませんけれども、災害時対応として必要な事業だということで、経営戦略の中では連絡管整備工事として、投資計

画に 2 億 5,000 万円程度を計上されておりますけれども、この連絡管の事業については、予定どおり進捗をされているのかどうかお伺いしたいと思います。

○神谷議長

堤事務局長。

○堤事務局長

連絡管整備工事の投資に関して予定どおり進捗しているかということでございますけれども、当初の経営戦略では福岡地区水道企業団から譲渡された管路を利用して、平等寺配水池と東福間配水池のエリアをつなぎ宗像地域と福津地域間の相互融通を計画しておりました。

しかしながら、配水池への送水管網強化のため、多礼浄水場からの送水系統の再編や東福間配水ブロックの適正管網化を優先させるため整備計画の見直しを行っております。これにより、平等寺配水池への安定送水や津屋崎低区配水池ルートの 2 条化、東福間配水ブロックの基幹管路の強化を予定しており、通常時の水の安定供給につながります。現在の進捗具合につきましては、村山田地区に新設されます県道、こちらに敷設する計画で、令和 5 年度に設計委託を予定しておりますが、県道工事の進捗に併せて進めていく予定でございます。

当初の計画では宗像地域と福津地域の相互融通という考え方でございましたが、多礼系統ブロックと、北福受水系統ブロックを繋ぎ、水源による相互融通で災害時の安定給水がさらに図れるというふうに考えておりまして今後そういう変更した計画で進めていきたいと考えております。

○神谷議長

石松議員。

○石松議員

そうしましたら、当初計画と比べて若干、方向転換したということですけれども、それはいいかと思いますけども、結局、予算ですね、財政的なものはそのことによってどうなるのか、お伺いしたいと思います。

○神谷議長

堤事務局長。

○堤事務局長

財政的なものとしましては、先ほどご説明したように当初計画では、平等寺配水池から東福間配水池というところを繋ぐ計画でございましたので、福岡地区水道企業団の導水管を使うとしても、非常に、事業費的にはかかる計画でございました。それをこういった形で、水源ですね、多礼系それと北福受水系というところの相互融通という考えに変えることによって、管路をつなぎ直す経費としては経費面では下がります。そういう計画になりますし、また宗像と福津の場合ですね、間を通っております JR、ここに管を通すというのは非常に難しいのでございますけども、今回のように県道の整備計画に乗って一緒に管路をつなぎ直すということで、平常時のその管の融通ですね、1 条しか行ってないところに 2 条化することで、片方が駄目になったとしてももう片方がいけるというところで、災害が起こりにくい水道管施設という考え方で改めさせていただいております。そういう意味で経費的にも下がるということで、計画変更をさせていただいているところでございます。

○神谷議長

石松議員。

### ○石松議員

高く評価したいと思います。やっぱり当初計画をですねそのままやることも大事なんですけども、時代の変化とともに状況が変わったらそれに合わせて柔軟にですね、また経営も変えていくという、これはもう民間企業ではもう至極当たり前のことなんですねけれども、水道事業もですね、大変重要なんですが、今おっしゃった答弁されたような、細かいことは分かりませんけども、柔軟に対応しながら、なおかつ、経費的にも抑えられるという、また震災等にもですね、今回のやり方のほうがいいんだというそれについては高く評価しております。以上で 1 項目終わりたいとします

### ○神谷議長

続いて、2 項目目の質問を許します。石松議員。

### ○石松議員

2 項目は、宗像地区消防本部の施設の建替えについて見解をお伺いしたいと思います。

(1) 宗像地区消防本部、これは福津消防署ですけども、この建替えについて。当初予定していた建替え場所が、諸般の事情で不適当との理由で、別の場所に建替えを行うとのこと。建替えの場所や、全体スケジュール及び建設費用や財源等についてお伺いしたいと思います。

(2) 宗像地区消防本部、これは宗像消防署の建替えについてです。私は、令和 2 年 2 月定例会におきまして、宗像地区消防本部（宗像消防署）の建替え問題について一般質問を行わさせていただきました。そのときの参事の答弁は次のとおりでした。「基本的な視点として、現状の施設で耐震強度や劣化状況に問題がある場合、それを解消する方法があるのか。消防本部宗像署に求められる消防機能が発揮できるのか。基本的にはこの 2 点が、長寿命化か建替えかを判断する大きな視点と考えている。まず、耐震強度など安全性耐久性の確保ですが、現施設でも補強工事を実施すれば、必要な耐震強度は得られ、劣化状況についても相応の改修工事を行うことによって、15 年から 20 年程度の長寿命化は可能との調査結果報告を受けているということ。そしてまた、消防機能では機動性の確保、職員駐車場・訓練スペースの手狭さという問題がありますが、現状は限られた敷地を創意工夫しながら有効に活用しているところです。」とこのように答弁がありました。

現在では、築 48 年が経過しておりますこの宗像地区消防本部（宗像消防署）の建替えにつきまして、財源が厳しいとは答弁はされませんでしたけれども、私には大変苦しい答弁を組合長また副組合長及び消防長もされていたように感じております。

ところが、緊急防災・減災事業債、これを緊防債と略して言うのですけども、この制度が当初は令和 2 年度で終了する予定であったものが、国の方針で 5 年間延長になります。令和 7 年度まで継続できることになります。現在の宗像地区消防本部（宗像消防署）がある場所は、以前から大雨が続きますと、道路が度々冠水している箇所であります。この事業債の対象事業には、津波対策の観点から移転が必要と位置づけられた。公共施設等の移設とあり、津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画上必要な災害対策の拠点となる施設の移転とあります。緊急防災・減災事業債は、地方債の充当率が 100% で、そのうち交付税算入率が 70% であります。実質的には、組合の負担は 30% で済むというものであります。他の事業債と比較して、財源的に非常に有利な制度と言えます。当初予定の長寿命化計画の予算と比較しても、比較にならないほど有利と考えております。宗像地区消防本部（宗像消防署）の、建替えにつきましては、緊急防災・減災事業債をぜひとも活用して、前倒しで事業に着手すべきと考えますけれども、見解をお伺いいたしたいと思います。1 回目の質問といたします。

## ○神谷議長

石松議員の2項目目の質問に対し、執行部に答弁を求めます。原崎組合長。

## ○原崎組合長

では2項目目は宗像地区消防本部の施設建替えについてでございます。

まず(1)の宗像地区消防本部(福津消防署)の建替えについてお答え申し上げます。福津消防署の建替えの場所につきましては、消防力適正配置調査において署所の最適配置の範囲内であること、それから7,000平方メートル以上の面積が確保可能であること、また福津市『都市計画マスターplan』で示す行政・文化福祉サービス拠点エリアに立地することで防災面などの迅速な連携が図られること、の状況等から検討を進め、福津市中央公民館と宮地嶽神社の間に位置します県道宮司・手光線沿いの土地(7,764.72平方メートル)を建設予定地としております。

また事業のスケジュールにつきましては、本日の議案にもなっておりますけども、第7号議案財産の取得についての承認を持ちまして、個人所有地の用地契約が完了となります。なお、この予定地の一部に福津市の所有地もありまして、この払下げの手続を進めており、今年度中に取得の見込みともなっております。

今後につきましては、令和5年度に文化財調査や建築修正設計、開発協議等含めまして、10月頃に造成工事に着工する予定でございます。また、令和5年度末には建築工事を発注し、工期を16か月と想定いたしまして、完成は7年度前期を予定しております。最後に外構と舗装工事等を発注し、令和7年10月頃に新福津消防署の完成を予定しております。

続きまして建設費用につきましては、建設工事費7億2,500万円、整地から外構等の土木工事費が8,500万円を見込んでおります。

続きまして財源内訳でございますが、総事業費が10億円でその内8億8,000万円が起債対象で、1億2,000万円を一般財源と見込んでおります。

起債対象事業費の見込みは、緊急防災・減災事業債いわゆる緊防債と言われているものですが、緊急防災・減災事業債4億1,130万円、一般単独事業債4億6,000万円、防災対策事業債870万円となっております。これは(1)のお答えでございます。

次に(2)の宗像地区消防本部(宗像消防署)の建替えについてご回答申し上げます。

石松議員がおっしゃいましたとおり、緊急減災・防災事業債は、財政的に有利な起債制度と考えております。宗像消防署につきましては二級河川・八並川の浸水想定区域内でもあり、50cmまでの浸水が想定されること、及び、仮眠室等の個室化もできていない部分もございますので、この緊急防災・減災事業債の採択要件に合致するものと考えられます。宗像消防署の長寿命化などの庁舎更新方法の検討を進めておりますけども、消防救急業務を行いながら並行して今の敷地内対策工事を実施していく場合には、敷地の狭さなどから色々な面で支障が生じると予測はしております。

別地での建替えでありますならば、浸水区域の問題がクリアされて、なおかつ業務スピードの低下などを避けることも可能ということも考えられ、現在実施中の「消防力適正配置調査」の結果や事務組合公共施設等総合管理計画及び緊急防災・減災事業債の令和7年度までの時限措置も踏まえまして、両構成市としっかり相談させていただき、宗像消防署の更新方針案を急ぎ検討してまいりたいと思っております。

## ○神谷議長

石松議員。

## ○石松議員

組合長、福津消防署の建替えについては本当に全体のスケジュールから、また財源等について細部にわたって答弁いただきましてありがとうございました。ぜひですね、もう予定どおりですね、進捗が行われて、令和7年の10月頃に新福津消防署が完成ということでしたので、その完成に向けてぜひ進めていっていただきたいとお願いをしておきます。

2つ目の宗像地区消防本部の宗像消防署の建替えのほうについてですね。2回目の再質問させていただきたいと思います。これは事務局長に具体的に3件について質問させてもらいます。

まず1点目は、当初は現施設を長寿命化する計画だったと考えます。その時点での経費はどの程度想定していたのかお答え願います。

2点目は、今回の緊急防災・減災事業債の採択、恐らく組合長は採択していただけるだろうということでした。その手続及びスケジュールがどのような状況になってるのか教えていただきたいこと。

3点目は、採択されたと仮定したときにどの程度の予算及び財源内訳になるのか。また、予定される移転場所や建設スケジュールなどについて、分かる範囲で結構ですからお答え願いたいと思います。

#### ○神谷議長

堤事務局長。

#### ○堤事務局長

それでは宗像地区消防本部（宗像消防署）の件について、お答えいたします。

まず、長寿命化工事としましては約10億円を予定しておりました。内訳としましては工事費に7億円、先ほど組合長からの答弁にもありましたとおり、24時間署所を運営しながらということになりますので、仮設事務所等が必要になってまいりますので、仮設事務所、駐車場用地、駐車場の借地料として、約3億円、合わせて10億円を見込んでおりました。工期は2年間でございまして、起債メニューとしては交付税措置のない一般単独事業債を見込んでおりました。

次に、緊急防災・減災事業債の申請採択についてでございます。一般的には、事業実施の前年度の秋までに事前協議を行い、了承された後年度末に調書を県に提出するという流れになります。

3点目、宗像消防署の移転建替えを想定した予算となりますと、あくまでも想定にはなりますが、総事業費20億円程度で考えております。そのうち、議員からありました緊急防災・減災事業債の対象は、本部分が対象になりませんので、6割から7割になろうかというふうに考えます。

また、移転場所につきましては、現在実施中の適正配置調査の結果をベースに検討していくということとなりますので、現時点では未定でございます。

さらにスケジュールでございますけども、現状から最速でいくといたしまして令和5年度予算を補正いたしまして、年度後半で基本設計、令和6年度に用地交渉を経ての土地の取得と実施設計、令和7年度から造成工事や建築工事となりますので、用地交渉がスムーズに進んだ想定でも、完成は令和8年度末というふうに考えます。

緊急防災・減災事業債は令和7年度での終了見込みですので、繰越しを当初から想定した事業着手というふうになります。時間的に厳しいスケジュールであるため、設計施工の一括発注方式など事業期間を短縮する検討も必要になるかというふうに考えております。

#### ○神谷議長

石松議員。

#### ○石松議員

細部にわたって答弁いただきましてありがとうございます。宗像消防署、これは本部機能もあ

るんですけども、当初は、現状の施設で長寿命化するということでは、約 10 億ということでしたけども、実際問題私が先ほど質問しましたように、今の場所で改修するというのは、24 時間 365 日動いてる中で、現実は不可能だったんではなかろうかと思っております。それで新しく、恐らく私の知った限りでは、今の場所からっていうのは中心から、大体 1km 範囲ぐらいのところでということになりますと、恐らく石丸河東線、県道ですけれども、この沿線上で、ここに宗像市の終末処理場があつてグラウンドがあります。このあたりのところまでなのかなという想定はしますけども、当然今からということでしょうから。ただ場所的にですね、スペース的に福津消防署のほうが先ほど組合長答弁では約 7,700 m<sup>2</sup>強というお話をありましたけれども、当然まだ消防本部機能も設けるわけですから、それを多く、恐らく 1 万 m<sup>2</sup>とかですね、1 万 2,000 m<sup>2</sup>とか、大きくとったほうがよろしいんじゃないかと思うんですけども、その辺りについてはいかがでしょうか。

#### ○神谷議長

堤事務局長。

#### ○堤事務局長

現状の消防本部自体 4,000 m<sup>2</sup>程度でございます。福津消防署につきましても災害の応援体制とか、そういったことで 7,000 m<sup>2</sup>確保させていただいております。宗像消防署につきましては、本部機能も設置しておりますことから、福津消防署よりも、若干広いスペースが必要になるかというふうに考えております。また、適正配置をやつた後のことございますので、その場所で建替えができるということも、将来想定しておく必要があるかと思っておりますので、議員おっしゃるとおり 1 万 m<sup>2</sup>程度の土地が必要になるのではないかというふうに考えます。

#### ○神谷議長

石松議員。

#### ○石松議員

そうしましたら福津消防署の完成が令和 7 年の秋頃ということだったと思います。それで宗像消防署、消防本部機能を設けたところですけど、これが大体約 1 年遅れで令和 8 年の完成ということが先ほど事務局長から答弁があったと思います。ぜひですね、その方向でいけることを念願しております。

ここで、消防長のほうに質問させていただきたいと思います。

私は令和 2 年 2 月に開催されました定例会で一般質問を行いました。それで消防署について、懸案点ですね、今のこの議論してます宗像消防署の懸案点等について消防長が責任者として、現状の庁舎で困っていることや危惧していること、課題等について私はお伺いをいたしました。消防長のほうからは、次のような答弁がございました。「機動性や敷地の問題等について、当管内の消防力では対応できない大規模災害等で、県内の消防隊の応援や、県外の緊急消防援助隊の応援を要請するような災害が発生すると宗像地区消防本部に指揮本部が設置されることとなっており、受け入れる施設、設備や敷地の受援体制に不安がある。」と答弁をされました。また、「職員の大量退職等による、消火技術や知識等の伝承が重要課題となっている中で、現場の経験が少ない職員が、負傷しない、殉職につながらないようにするために、ソフトは当然だが、ハード面として、火災現場をイメージできる、訓練施設で十分訓練を積ませて、安全でやりがいのある職場環境を整えて職員を育成したい。」と答弁をされました。「このことはともに活動する消防団の消防団長も同じ思いである。」ということも述べられております。そして、「今後継続される宗像地区消防本部庁舎等検討委員会や、幹事会等でこのことも十分研究されて、構成市の関係

部局の理解と協力をお願いしたい。」と答弁されております。私は、このとき永島消防長は、消防業務の責任者としても立派な見識、また責任感を持っており、当時大変感銘したことを今でもよく覚えております。そこで、あれから 3 年が経過をしました。当時は長寿命化での改修を予定しておりましたけれども、先ほど、組合長また事務局長の答弁ありましたように、緊急防災・減災事業債という有利な起債を活用して、新たな場所に建て替える方向で今話が進んでおるということでございました。消防長の率直な見解をお伺いしたいと思います。

#### ○神谷議長

永島消防長。

#### ○永島消防長

消防長の永島でございます。石松議員のご質問についてお答えさせていただきます。

初めに一つ目でございます。機能性につきましては、大規模災害時の初動体制としましては、後ほどご承認をお願いいたします福津消防署の財産の取得について、ご承認いただきますと福津消防署は移転建替えに進みます。福津消防署には適切な初動対応等に係る施設整備として、消防航空隊の離発着場、それから、県内応援隊をはじめ大規模災害に備えた緊急消防援助隊等の応援要員の受入れ施設等を整備する予定でございます。また、これに要する経費につきましては、令和 3 年 8 月より、緊急防災・減災事業債の対象とされております。

それから、職員の大量退職等に関する問題でございますが、令和 2 年の 2 月の一般質問された当時から状況も変わっております。この 3 年間で特に、令和 2 年 7 月豪雨というのは皆様方ご承知のとおりでございます。そういう災害もあっております中で、敷地、特に訓練スペースにつきましては、職員の大量退職等による消火技術や知識等の伝承が重要課題となっている中で、現場経験の少ない職員が負傷しない、火災現場をイメージできる訓練施設で十分な訓練を積ませまして、安全でやりがいがある職場環境の整備をお願いしたいと考えております。

また、前回の一般質問においてお答えいたしました当時と基本的に考えは変わっておりません。確認ではございますが、今後継続されます宗像地区消防本部庁舎等検討委員会、あるいは幹事会等でこのことも十分研究されて、組合長・副組合長のご指導のもと、構成市の関係部局のご理解とご協力をぜひ、いただきながら進めていきたいと回答いたしました。

その後、宗像地区消防本部及び宗像消防署は長寿命化の方向で検討された当時からはですね、財政面ではございますが、先ほど事務局長のご説明にあったとおり、地方交付税措置が適用される緊急防災・減災事業債の適用区分に変更がございますので、「市民の安全を守り、安心を提供することが消防の使命である」と考えております。その使命達成のためにも積極的に緊急防災・減災事業債を活用した消防本部、宗像消防署庁舎建設につきましては、宗像地区消防本部庁舎等検討委員会で、再検討をしていきたいと考えております。

#### ○神谷議長

石松議員。

#### ○石松議員

永島消防長におかれましては、この 3 月で定年退職ということも聞いております。今後令和 7 年また令和 8 年度に、福津消防署、また宗像消防署、消防本部ができる方向でありますけれども、違う立場でですねぜひまたバックアップ支援をですねお願いしたいということをここで、申し上げておきます。

最後に組合長に、質問させていただきたいと思います。今回、せっかく新しく作る宗像消防本部、宗像署ですけれども、少し、先ほど事務局長から、大体の概要は私もお聞きしましたけども、

この 20 万人クラスの人口を擁するこの地域でせっかく新しくつくるのであれば、私は日本一とは言いませんけども九州一、福岡県一でモデルとなるような、こういった消防施設をぜひ建替えていただきたいということをお願いしたいと思います。そのためにも、ぜひとも私ども組合議員も含めた、先進地への行政視察を実施してほしいと要望いたしたいと思います。以前は、コロナ前までは 2 年に 1 度の割合ですね、水道とか、また、消防等の行政視察を実施しておりました。今回は、よい機会だと私は考えますので、何とか補正予算を組んでいただいてですね、一緒に皆さんと一緒にいいものをつくるために、勉強させていただきたいということをお願いしたいと思いますけども、組合長の答弁をお願いしたいと思います。

#### ○神谷議長

原崎組合長。

#### ○原崎組合長

お答え申し上げます。今よりシンプルなですね、先進地への視察ですね、以前本当に行われておりました。経緯は、コロナでなくなったわけではありませんね、コロナの以前になくなっています。水道事業で北九州との包括連携業務委託等も進めたり、その後、そういうことも含めまして先進地で、浜松市に上下水道の広域化や運営についてそういう先進視察であったり、災害がどんどん起こってきた時期でありますので、確か沼津市のほうにですね、あの辺は南海トラフもありますのでそういう先進地の防災減災の視察を行ったこともございます。その後、理由といたしましては近隣のところの施設や、勉強にはですねコロナ前、直前まで行っておりましたけども、いわゆる先進地視察をなくしたのは、その必要性の検討もありますでしょうが、経費節減とかその辺があつたかと思います。しかし、今ご提言いただきましたように、これからいざ本当につくるなら、県内また全国でもモデルとなるような消防署、消防本部等の建設、それからその他先の議員にもあった水道事業の広域化であつたり、事務の効率化であつたり、よりこの再エネを重視したそういう民間との連携と、様々この事務組合が抱えております重要な事業の先進地をしっかりとみることは、やはり現地をしっかりと議員の皆様と執行部が見て勉強し、それを持ち帰ってというのは大変意義あることだと私は思っておりますので、今、具体的には補正予算でということでございましたが、そこまではちょっと明言は控えさせていただきますが、しっかりと内部で検討させていただいて、と今は思っているところであります。

#### ○神谷議長

これで石松議員の質問を終了します。

日程第 5 「発議第 1 号 宗像地区事務組合の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題といたします。提案者の説明を求めます。高山議員。

#### ○高山議員

発議第 1 号について説明をいたします。議案書の 1 ページをお願いいたします。

発議第 1 号 宗像地区事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

上記の議案を次のとおり宗像地区事務組合議会議規則第 14 条の規定により提出する。令和 5 年 2 月 15 日 提出者 宗像地区事務組合 議会副議長 高山賢二 賛成者 宗像地区事務組合議會議員 吉田剛、賛成者 宗像地区事務組合 議会議員 中村清隆

提案理由です。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の中で個人情報保護法が改正され、行政機関は令和 5 年 4 月 1 日から改正法が適用されるが、議会については改正法の適用外とされ、独自にルールを定める必要があるため、条例の制定について発議するものである。

それでは、内容についてご説明申し上げます。

この条例は個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするものです。現在は、議会についても宗像地区事務組合個人情報保護条例において、個人情報の適正な取扱いを定めております。令和5年4月改正法施行後は、提案理由にもあるとおり、法の適用外となります。

しかしながら、改正法において、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の地域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するため、必要な施策を策定し及びこれを実施する等の責務を有することとされているため、議会独自の条例を制定するものです。

主な内容についてですが、2ページ目、1の2の右が第2条第4項、対象の個人情報を議会の事務局の職員が職務上作成または取得したものとしており、それからページ1の4の左上と1の5の左下になりますが、第4条と第12条で必要な範囲を超えて保有してはならない保有の制限、本人の同意がある場合などを除き、利用目的以外の利用提供の制限を設けております。それから、1の9及び1の12、左側になります。第19条及び第25条において開示請求に係る手続き、開示決定等の期限を定めるとともに、1の9の右下から、1の11にかけて、第20条で不開示情報を規定しております。なお開示請求に係る手数料は無料とするということで1の14ページの左上の、第30条で定めております。ただし、写しの交付に要する費用は請求者の負担とすると。また開示、訂正等に係る決定、開示請求等に係る不作為について、審査請求があった場合は、宗像地区事務組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとしています。これを17ページの第45条において規定をしております。さらに情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な意見を聞く必要があるときは、同審査会に諮問することができるとしております。ページ1-18の左下、第50条で規定をしております。さらに同じくページ18の右側になりますが、第53条から、1の19ページ第57条にて、職員が本条例に反した場合の罰則規定を定めております。

以上で発議第1号の説明を終わります。

## ○神谷議長

ただいまの提案説明に対し、質疑を受けます。質疑ございませんか。戸田議員。

## ○戸田議員

8番 戸田です。今回ご説明ありましたように、新たに議会での条例制定ということなんですが、福津市でも宗像市でも同様なんですが、議会の条例制定だとか、行政が施行条例を定めるというふうに大きく変わってるんですけども、1番大事な点は今までの従来の決まりと枠組みで、個人情報が保護されたレベルが全然後退しないよと、変わったけど。ここが1番大事な点だというふうに思ってまして、その立場でですね、まず最初にちょっとお伺いしたいんですけども、今までこの議会も、全体の条例の中で包含されてたと思うんですよ。そのときに、今までの制度の運用っていうんですかね。運用は審議会があって、審議会が運用とか制度の改正とか、そういうのをやっていたことが、今回議会が対象外になったんで、別個につくるように今回提案されてるんですけども、そこの今まで審議会が果たしてた機能を、これずっと読むと議長がね、かなりそれを代わりに担うみたいな、そういう理解でいいのかっていうのをまず最初にちょっとお伺いしたいんですけど。

## ○神谷議長

高山議員。

○高山議員

この審議会の機能が、今後このいわゆる条例を定めることによって審査会へ移行するという認識でいいのではないかというふうに思います。

○神谷議長

戸田議員。

○戸田議員

今まで審議会の機能が、審査会にということで。そうなってくると審査会の機能のところについて、第 45 条ですかね。ご質問できるということになってるんですけど、ただ、今まで、審議会等が果たしてた機能がしっかり審査会に、移行されるというところが 1 番大事なポイントになると思うんですけども、その点についてちょっとお伺いしたいんですけど。

○神谷議長

高山議員。

○高山議員

現在本組合における審査会委員の方々、メンバー的には大学教授であったりとか、弁護士であったりとか、それから元行政経験者であったりというところで 5 名で構成されておりますので、審査会がこのまま続くとすれば、そういったメンバーによる専門的な判断がなされるというふうに認識しております。

○神谷議長

戸田議員。

○戸田議員

今のご説明で、要するに今までいろんな情報保護っていうのは非常にデリケートな問題で、保護が維持されるのは大事なことだという認識で質問させていただいてるんです。だから今度、この条例の中の第 45 条に定めてる審査会が、しっかり引き継ぐということの確認をしたかったという意味合いで今の答弁はそういう中身だということで理解しました。

○神谷議長

他にございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に本件に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、発議第 1 号について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員

の起立を求めます。

(全員起立)

## ○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第6 第2号議案「宗像地区事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求める。堤事務局長。

## ○堤事務局長

第2号議案について説明いたします。議案書の2ページをお開きください。

第2号議案 宗像地区事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

上記条例案を次のとおり提出する。令和5年2月15日 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁  
次に提案理由でございます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正等により、個人情報の保護に関する規律が同法に一元化されることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める必要があるため、条例案を提出するものである。

それでは、内容について説明いたします。

令和5年4月から改正個人情報保護法により、個人情報に関する全国共通ルールが適用されるため、現行の個人情報保護制度に関する条例の廃止等を行うとともに、同法において、条例で定めることとなっている事項等について規定するものです。

第2条第2項において実施機関について定義付けしております。現行条例における実施機関から「議会」を除いております。これは議会が改正法における個人情報保護制度の適用対象外とされているからです。第4条においては、開示請求に係る手数料について定めております。現行制度と同様に手数料は無料とし、写しの交付に要する費用については、請求者の負担とすることにしています。

2の2ページをお開きください。第5条において、開示決定等の期限について定めております。個人情報の開示請求に係る決定までの期限は、現行制度と同様に通常の期限を「開示請求日の翌日から起算して14日以内まで」とし、事務処理上の困難や正当な理由がある場合には、30日以内に限り延長することができるとしています。また、改正法の定めに準じ、第6条において、開示請求等の期限の特例を定めております。

第9条において、審査会への諮問について、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要である場合には、宗像地区事務組合情報公開個人情報保護審査会に諮問できると規定しております。

このことに伴いまして、2の4ページ、附則第4条におきまして、「宗像地区事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例」の一部改正を行い、同審査会の担任事務を変更、追加しております。

2の3ページにお戻りください。附則第2条です。改正法施行後は国の個人情報保護委員会が法律の一元的な解釈権限を有することとなるため、現在、本組合において設置している「宗像地区事務組合情報公開・個人情報保護制度運営審議会」については、本条例の附則第2条によって廃止いたします。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いします。

## ○神谷議長

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

## ○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に本件に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

## ○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。これより、第2号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

## ○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第2号議案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時ちょうどといたします。

(休憩)

## ○神谷議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 第3号議案「宗像地区事務組合の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」、及び日程第8 第4号議案「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」の2議案につきましては、関連がございますので、一括議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

## ○堤事務局長

第3号議案、第4号議案について説明をいたします。議案書の3ページをお開きください。

第3号議案 宗像地区事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

上記の条例案を次のとおり提出する。令和5年2月15日 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

提案理由でございます。地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が施行されることに伴い、職員の定年を引き上げるほか、宗像地区事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものである。

続きまして、議案書の4ページをお開きください。

第4号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

上記の条例案を次のとおり提出する。令和5年2月15日 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

提案理由でございます。地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）が、施行されることに伴い、関係条例を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものである。

それでは、内容について、本日机上に配布しております資料に基づいて説明いたします。第 3・4 号議案関係資料をご覧ください。

①定年の段階的な引上げについてです。令和 5 年度から、現行 60 歳である定年を 2 年に 1 歳ずつ引上げ、令和 13 年度からは 65 歳となります。

2 ページをご覧ください。②管理監督職勤務上限年齢制についてです。いわゆる役職定年制でございます。60 歳に到達した管理監督職の職員は、61 歳に達する年度から、非管理監督職ポストに降任します。なお、管理監督職の範囲は、管理職手当を支給している職としています。

次に、③60 歳に達した職員の給与についてです。61 歳に達する年度から、基本給は 7 割支給となります。

左の図「60 歳に達した職員の給与水準」をご覧ください。これまで、給料月額が 38 万 8,900 円であった。5 級（主幹級）の職員の場合、特定日、つまり 60 歳到達後の最初の 4 月 1 日以降は、元の給料月額の 7 割である 27 万 2,200 円となります。

右側の図「管理監督職勤務上限年齢により降任した職員の給与水準」をご覧ください。これまで給与月額が 43 万 4,700 円であった。7 級（部長級）の職員の場合、特定日までに管理監督職勤務上限年齢制により降任となり、その上で 7 割水準となります。当面の間は役職定年前の給料の 7 割の支給となるよう、差額を調整額として支給します。

④退職手当についてです。60 歳以降、定年前に退職した職員も、当面の間は定年退職と同率で退職手当を算定します。また、特定日から 7 割水準の給与月額となる場合も、管理監督職勤務上限年齢による降任等により、給料月額が減額される場合も、ピーク時特例が適用されます。

⑤定年前短時間勤務制についてです。60 歳到達後、定年前に退職した者を短時間勤務職員として採用することができる制度です。

資料の 1 ページの、①定年の段階的な引上げの表にお戻りください。上から 4 番目「令和 7 年度中に 60 歳 元・令和 7 年度退職者」をご覧ください。60 歳到達後に退職した場合、その職員を令和 8 年度から定年退職日相当日である令和 10 年度までの間は、短時間勤務職員として採用することができます。また、定年が段階的に引上げられる経過期間において、65 歳まで再任用できるよう、現行の再任用制度と同様の仕組みを、暫定再任用制度として措置しています。先ほど見ていただいた「令和 7 年度中に 60 歳 元・令和 7 年度退職者」をもう一度ご覧ください。令和 10 年度に定年退職を迎えた後、令和 11 年度、12 年度は、暫定再任用職員として採用することができます。なお、現行の再任用は暫定再任用に移行いたします。

以上で、第 3 号議案及び第 4 号議案の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いします。

## ○神谷議長

2 議案に対する一括質疑を受けます。質疑ございませんか。

（なしの声）

## ○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、第 3 号議案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

（なしの声）

## ○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第3号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

## ○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第4号議案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

## ○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第4号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

## ○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第4号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9 第5号議案「宗像地区事務組合職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

## ○堤事務局長

第5号議案について説明いたします。議案書の5ページをお開きください。

第5号議案 宗像地区事務組合職員定数条例の一部を改正する条例について

上記の条例案を次のとおり提出する。令和5年2月15日 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

次に提案理由でございます。令和3年6月に地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が公布され、令和5年度から消防職員の定年が段階的に引き上げることに伴い、定年引上げ期間中の新規採用職員の平準化、消防力維持及び高齢期職員の活躍維持を行い、効率的な定員管理を行うため、条例案を提出するものです。

それでは、内容について新旧対照表により説明いたします。5の2ページをお開きください。第1条中「第28号の5第1項」を「第22条の4第1項」に改正いたします。これは地方公務員法の一部改正に伴いまして適用する条が変更となるためです。

次に、第2条におきまして、第2号に規定する消防機関の職員を3人増の154人とし、当組合全体の職員定数の合計も3人増の171人に改正いたします。

なお、本条例の施行は令和5年4月1日の予定でございます。

詳細につきまして消防長が説明をいたします。

## ○神谷議長

永島消防長。

## ○永島消防長

消防長の永島でございます。はじめに、令和 5 年度から、消防職員の定年も段階的に引き上げられることに伴いまして、退職者補充分のみを採用していくと、定年引上げ期間中において新規採用ができない空白の期間が発生することや、高齢期職員が増加することによる消防力の低下が懸念されております。このような課題に対しまして、総務省消防庁から発出された「定年引上げに伴う消防本部の課題に関する研究会の報告書」等を参考に、高齢期職員の活躍維持に向けた取組みを行うとともに、災害活動に必要な消防力を維持し、消防サービスを将来にわたり、安定的に提供できる体制の確保に向け職員定数を見直すものでございます。

それでは、本日机上に配布しております、第 5 号議案関係資料をご覧ください。1 番上の段の常勤職員数は、令和 4 年度から令和 15 年度までの常勤職員数の推移を表しております。内数として、各年度において、61 歳以上の職員数を示しています。

中段の新規採用職員数をご覧ください。こちらは、定年引上げ期間中の空白を埋めるため、構成市を参考にして、退職者や役職定年者を考慮した新規採用職員数を計上したものでございます。下段の退職者見込み数とあわせて試算した結果、1 番上の段の右端でございます。網かけ部分になっておりますが、令和 15 年度に、常勤職員数が 154 人となりますので、今回、消防機関の職員の定数を、現在の 151 人から 154 人に改正をお願いいたします。

以上の表における数値につきましては、それぞれの年度における退職希望職員数によりまして、前後する可能性がございますが、最終的な総数は変わらないものと考えております。

以上で第 5 号議案の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いします。

## ○神谷議長

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。戸田議員。

## ○戸田議員

すいませんちょっと確認なんですけども、条例上、定数を 154 人にもしても、定数いっぱい人を置くということではないという理解でいいんでしょうか。

## ○神谷議長

永島消防長。

## ○永島消防長

そのとおりでございます。表のとおりでやっていきたいというふうに考えております。

## ○神谷議長

戸田議員。

## ○戸田議員

あと一つ、先日いただきました FIRE REPORT ですかね、あれなんか見ますと、職員 1 人当たりの人口が、確か令和 4 年度ベースで、職員 1 人当たり 1,123 人というふうになってて、結局、職員 1 人当たりの人口が少ないほどよく行き届くということとの関係でいうと、人件費の関係も出てくるんだと思うんですが、やはり定数を上げたんであれば、それなりの人の配置ということをですね、できるだけ早くしたほうがいいのではないかというふうに思うんですけどいかがでしょうか。

## ○神谷議長

永島消防長。

#### ○永島消防長

戸田議員ご質問のとおりですね、職員数増えてまいります。ですので、そういう高齢期職員の配置先につきましてはですね、役職定年者を、それまでの経験を生かしてぜひとも指揮隊のほうに配置をしたいと。それから、それ以外の職員にあっては、それまでの職務を継続できる部署に配置をして、154人ということですので増員した分は消防力の充実等に充てたいと思っております。

#### ○神谷議長

他にございませんか。ないようですので、質疑を終結します。

次に本件に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

#### ○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第5号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

#### ○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第5号議案は原案のとおり可決されました。

日程第10 第6号議案「宗像地区事務組合職員表彰条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

#### ○堤事務局長

第6号議案について説明いたします。議案書の6ページをお開きください。

第6号議案 宗像地区事務組合職員表彰条例の一部を改正する条例について

上記の条例案を次のとおり提出する。令和5年2月15日 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

次に提案理由でございます。現下の厳しい社会経済情勢にかんがみ、職員の表彰について金品の授与を廃止することに伴い、宗像地区事務組合職員表彰条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものです。

それでは内容につきまして、新旧対照表により説明いたします。6の2ページをお開きください。第5条第2項において、金品の授与を廃止し、それに伴いまして別表を削除いたします。

勤続年数が30年に達した者を対象とした永年勤続表彰は、構成市が金品の授与を廃止したことを受けまして、平成23年度から金品の授与を行っておりません。

なお、消防職員や消防吏員で組織編成した隊、部外の個人や団体で消防上、特に功労があった場合の表彰については「宗像地区消防本部表彰規程」に基づいて表彰しており、表彰状又は感謝状と記念品を授与しております、この規程の改正については予定していないことを申し添えます。

以上で、第6号議案の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いします。

## ○神谷議長

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

## ○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に本件に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

## ○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第6号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

## ○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第6号議案は原案のとおり可決されました。

日程第11 第7号議案「財産の取得について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

## ○堤事務局長

第7号議案について説明いたします。議案書の7ページをお開きください。

第7号議案 財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。令和5年2月15日 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

提案理由でございます。福津消防署の庁舎等の用地として土地を取得するため、宗像地区事務組合の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成19年宗像地区事務組合条例第29号）第3条の規定により議会の議決を求めるものである。

それでは内容について、本日机上に配布しております資料とあわせて説明いたします。

福津消防署の建設予定地の土地取得契約については、1件5,000平方メートル以上の契約が1件ございます。取得する土地については、所在が福津市手光2233番3ほか13筆、面積は6,194.73平方メートル、取得価格7,834万3,984円となっております。

福津消防署字図をご覧ください。建設予定地は全体で7,764.72平方メートルです。このうち、議案対象部分は青のハッチで示しているところになります。建設イメージとしては、完成予想図のような形で、現在設計を進めています。なお、場所としましては、福津市中央公民館と宮地嶽神社の間に位置する県道宮司・手光線沿いの箇所となります。

以上で、第7号議案の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いします。

## ○神谷議長

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。石松議員。

## ○石松議員

2点ほどお伺いをしたいと思います。この土地の価格ですけれども、1平米あたりが1万2,646.9円になろうかと思います。この取得価格の根拠を示してほしいと思います。

2点目はですね、一般質問の中でも組合長から答弁がありましたが、7,700平方メートル超の面積ということですけれども、今回の議案としては、6,000平米強なのでその差が約1,600あるかと思いますが、この分は福津市の市有地だということなので、これは無償譲渡という形ですね、組合のほうで譲渡していただけるものなのかなどうか、その2点についてお伺いしたいと思います。

## ○神谷議長

川嶋参事。

## ○川嶋総務課参事兼総務係長

総務課参事の川嶋です。よろしくお願ひします。まず1点目に価格の説明のほうをさせていただきます。価格に関しましては、不動産鑑定による価格算定をしております。建設予定地周辺は、交通利便性がよく、公共施設、営業所、住宅等の土地需要があります。宅地となる蓋然性が認められると評価しております、宅地見込み地域として評価をしております。

続きまして福津市の所有地の部分になりますけど、これに関しましては、福津市に土地の払下げ申請をさせていただいております。有償による払下げという形をとっております。

## ○神谷議長

石松議員。

## ○石松議員

1点目はよく分かりました。2点目については福津市から払下げていただくということで、私は無償譲渡かなと思ったら有償払下げということなんで、幾らぐらいを想定されてるのか教えてください。

## ○神谷議長

川嶋参事。

## ○川嶋総務課参事兼総務係長

この払下げ価格に関しましても、あわせて不動産鑑定をしておりました額で算定されております。額としましては平米当たり1万2,000円となっております。

## ○神谷議長

他にございませんか。

(なしの声)

## ○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に本件に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

## ○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第 7 号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

## ○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第 7 号議案は原案のとおり可決されました。

ここで執行部入替えのため休憩といたします。

議員の皆様は、ご着席のままでお待ちください。

(休憩)

## ○神谷議長

会議を再開します。

日程第 12 第 8 号議案「令和 4 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

## ○堤事務局長

第 8 号議案を説明いたします。議案書の 8 ページをお開きください。

第 8 号議案 令和 4 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 2 号）について

令和 4 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。令和 5 年 2 月 15 日 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

まず、今回の補正の概要につきまして、3 点申し上げます。

1 点目は、整理補正といたしまして人件費や入札執行残等に伴う不用額の減額補正と、その財源である関係市負担金の減額補正です。2 点目は、消防事業の消防本部庁舎等更新事業費、福津消防署の用地購入の進捗状況に伴い関連する事業費の繰越に係る補正です。3 点目は、4 月 1 日から履行しなければならない業務において、令和 4 年度内に入札を執行する必要がある事業について、債務負担行為を補正するものです。

では補正予算の説明に入ります。1 ページをお開きください。

令和 4 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 2 号）

第 1 条歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 583 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22 億 1,469 万 3,000 円とするものです。

2 ページ、3 ページをお開きください。歳入につきまして、1 款分担金及び負担金は、補正前の額 19 億 5,752 万 4,000 円から、97 万 6,000 円を減額し、19 億 5,654 万 8,000 円とするものです。7 款諸収入は、補正前の額 2,128 万 5,000 円から 44 万 6,000 円を増額し、2,173 万 1,000 円とするものです。8 款組合債は、補正前の額 1 億 7,960 万円から、530 万円を減額し、1 億 7,430 万円とするものです。歳出につきまして、3 款衛生費は補正前の額 1 億 7,306 万円から 213 万 6,000 円を減額し、1 億 7,092 万 4,000 円とするものです。4 款消防費は補正前の額 17 億 2,442 万 6,000 円から、1,347 万 7,000 円を減額し、17 億 1,094 万 9,000 円とするものです。5 款公債費は補正前の額 2 億 5,462 万 2,000 円から 978 万 3,000 円を増額し、2 億 6,440 万 5,000 円とするものです。それぞれの補正内容につきましては、後ほど事項別明細書に沿って説明いたします。

4 ページをお願いいたします。第 2 表繰越明許費補正です。2 款総務費、1 項総務管理費の総合管

理計画策定業務費 391 万 1,000 円を繰り越すものです。理由としましては、消防署所適正配置調査業務の調査結果及び宗像地区事務組合水道ビジョン 2027、宗像地区事務組合水道事業経営戦略の中間見直し結果を本計画に反映させた上で、両構成市財政部門や有識者等への意見徵収等、十分な時間を確保するために繰り越すものでございます。4 款、消防費、1 項消防費の消防本部庁舎等更新事業費 2,000 万円を繰り越すものです。令和 4 年度は購入用地の鑑定、測量を行い、あわせて埋蔵文化財調査を実施予定でしたが、令和 4 年度内での執行が厳しい状況であることから、埋蔵文化財調査委託の事業を繰り越すものです。

次に、5 ページ、第 3 表債務負担行為でございます。旧急患センター及び消防庁舎の庁舎清掃委託については、長期継続契約が今年度で満了し、再度、4 月 1 日から 3 年間の契約を締結するに当たり、令和 4 年度内に入札を執行する必要があるため、債務負担行為として計上しております。清掃汚泥処理業務委託、受入槽及び貯留槽清掃業務委託、解体工事に係る再見積時点修正業務委託について、4 月当初から業務が発生し、入札等に付す業務となり、令和 4 年度内に入札執行する必要及び令和 4 年度中に契約事務を執り行う必要があることから、第 3 表に記載のとおりの額を債務負担行為として計上しております。業務自体は令和 5 年度からとなります。

続きまして 6 ページ、第 4 表地方債補正でございます。第 4 表でございますが、上段が補正前、下段が補正後です。変更箇所は下線部の限度額となります。補正前後ともに、表の 1 段目から 3 段目につきましては、車両の更新及び改造に係る契約額が決定したことから、それぞれ減額補正するものです。補正後の表の 4 段目、5 段目につきましては、福津消防署建設に係るものです。起債対象施設の精査及び契約額が確定した結果、緊急防災・減災事業債は 120 万円の増額、一般単独事業債は 320 万円の減額となりました。これらの補正により、地方債の限度額計を、1 億 7,960 万円から 1 億 7,430 万円にするものです。

次に事項別明細書により、補正内容について説明いたします。まず歳入の説明をいたします。12 ページ、13 ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、3 目衛生費負担金において、補正前の額 1 億 4,150 万円 2,000 円から 213 万 6,000 円を減額し、1 億 3,936 万 6,000 円とするものです。補正額は、し尿処理施設の管理運営事業における委託料の入札執行残等に伴う歳出不用額による減です。福津市の負担金が 213 万 6,000 円減の 1 億 385 万 5,000 円としております。同じく 1 款 4 目消防費負担金において、補正前の額 17 億 5,800 万 7,000 円に、116 万円を増額し、17 億 5,916 万 7,000 円とするものです。補正額は、職員人件費の整理補正による減、物価高騰及び救急出動回数が過去最多となることによる需用費等の増、公債費の繰上償還による増など、これを差し引いた額を補正するものです。宗像市の負担金が 66 万 5,000 円増の 10 億 842 万 2,000 円。福津市の負担金が 49 万 5,000 円増の 7 億 5,074 万 5,000 円としております。

次に、7 款諸収入は、補正前の額 2,128 万 4,000 円に 44 万 6,000 円を増額し、2,173 万円とするものです。これらは、福岡都市圏消防通信指令業務共同運用の委託料の増額に伴う、福岡都市圏共同事業基金助成金の増となります。

次に 8 款組合債は補正前の額 1 億 7,960 万円から 530 万円を減額し、1 億 7,430 万円とするものです。補正内容については、第 4 表地方債で説明したとおりとなります。

続きまして歳出の説明に入ります。14 ページ、15 ページをお開きください。

3 款衛生費、2 項清掃費は 213 万 6,000 円を減額しています。15 ページ、説明欄の上段、細目 3 し尿処理場管理運営事業の 12 節委託料のし尿処理施設保守点検料で 82 万 1,000 円。し尿処理施設管理委託料で 131 万 5,000 円を減額しています。減額理由はそれぞれ入札執行残等によるものです。続きまして、4 款消防費は 1,347 万 7,000 円を減額しています。15 ページ説明欄、細目 1 職員人件費は、1,413 万 7,000 円を減額しています。内訳は、2 節給料 283 万 8,000 円、3 節職員手当等 762 万 4,000 円、4 節共済費 542 万 2,000 円をそれぞれ減額しています。

16 ページ 17 ページをお開きください。

説明欄上段の細目 5 庁舎施設維持管理費につきましては、269 万 4,000 円を増額しています。当初予算編成時の想定以上に、庁舎燃料費及び光熱水費が高騰していることによるものです。細目 11 消防車両維持管理事業費については、248 万 1,000 円を減額しています。内訳は、細目 5 庁舎施設維持管理費と同様に、燃料費の高騰等により、10 節需用費の車両燃料費で 100 万円を増額、入札執行残により 14 節工事請負費、車両改造費 13 万 5,000 円、及び 17 節備品購入費、消防ポンプ自動車の更新費で 334 万 6,000 円をそれぞれ減額しています。細目 12 通信機器整備事業費については、44 万 7,000 円を増額しています。これは福岡市消防局の施設改修計画の変更及び電気料金単価の高騰等により、福岡都市圏消防通信指令業務共同運用の委託料が増額したことによるものです。

続きまして、5 款公債費は 978 万 3,000 円を増額しています。消防本部庁舎等更新事業において、防災対策事業債、緊急防災・減災事業債及び一般単独事業債の一部を繰上償還することによるものです。

以上で、令和 4 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。  
ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### ○神谷議長

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。石松議員。

#### ○石松議員

補正予算の 5 ページ、債務負担行為のところで、1 番下にあります解体工事に係る再見積時点修正業務委託ということで 341 万円が計上されております。これは令和 5 年度に確かに本予算のほうでは、し尿処理場の撤去事業ということで、この調査委託料ということで計上されておりますけれども、この中身についてどういった内容を再見積りをするのか、ということについてお伺いしたいと思います。

#### ○神谷議長

豊福経営施設課長。

#### ○豊福経営施設課長

浄化センターの解体工事につきましては、令和 3 年度に概算の設計をしております。そのときに、概算事業費を求めております。それから 2 年たちますので、人件費、その他物価高騰による資材の単価が変わっておりますので、そこを最新の形の物価に合わせた形で再設計をしたいと思っておりますのでそのための委託料でございます。

#### ○神谷議長

他にございませんか。

(なしの声)

#### ○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に本件に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

## ○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第8号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

## ○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第8号議案は原案のとおり可決されました。

日程第13 第9号議案「令和4年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

## ○堤事務局長

第9号議案を説明いたします。議案書の9ページをお開きください。

第9号議案 令和4年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第2号）について

令和4年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。令和5年2月15日 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

まず今回の補正予算の概要について申し上げます。歳出については、インフルエンザと新型コロナウイルスの同時流行に備えた空気清浄除菌脱臭装置の購入に伴う増額補正を行います。なお、空気清浄除菌脱臭装置については、福岡県帰国者・接触者外来等設備整備事業費補助金の10割補助対象となっているため、歳入補正を行います。また、歳出補正額との差額分については、両市負担金を減額補正いたします。

では補正予算の説明に入ります。1ページをお願いします。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,543万8,000円とするものです。補正の内容につきましては事項別明細書に沿って説明いたします。

8ページ9ページをお開きください。2款分担金及び負担金、1項目、経常費負担金は、補正前の額1億5,988万7,000円から53万6,000円を減額し、1億5,935万1,000円としております。内訳としましては宗像市負担金を31万8,000円、福津市負担金を21万8,000円減額しております。次に7款県支出金、2項目補助金、1項目衛生費県補助金、1節医療事業費補助金を新設し、100万3,000円を増額しております。補正内訳は、福岡県帰国者・接触者外来等設備整備事業費補助金です。補助対象は、空気清浄除菌脱臭装置の新規購入及び既存予算で使用している発熱外来ユニットハウスのリース料です。

次に、歳出の説明をいたします。10ページ11ページをお開きください。

1款急患センター運営費、1項目、管理運営費、1項目、管理及び運営費は、補正前の額2億4,856万9,000円に46万7,000円を増額し、2億4,903万6,000円とするものです。補正内容は、17節備品購入費において、空気清浄除菌脱臭装置を購入するため、82万5,000円を増額、35万8,000円整理補正で減額し、計46万7,000円を増額しています。

以上で令和4年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

## ○神谷議長

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。  
次に本件に対する討論を受けます。ご意見はございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。  
これより、第 9 号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第 9 号議案は原案のとおり可決されました。  
日程第 14 第 10 号議案「令和 5 年度宗像地区事務組合一般会計予算について」を議題といたします。  
執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

○堤事務局長

第 10 号議案について説明いたします。議案書の 10 ページをお開きください。  
第 10 号議案 令和 5 年度宗像地区事務組合一般会計予算について  
令和 5 年度宗像地区事務組合一般会計予算を別紙のとおり提出する。令和 5 年 2 月 15 日 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁  
内容については、次長が説明いたします。

○神谷議長

高山次長。

○高山次長兼総務課長

次長兼総務課長の高山でございます。よろしくお願いします。  
別冊の予算書にて説明をさせていただきます。1 ページをお開きください。  
歳入歳出予算でございます。第 1 条 岁入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 24 億 8,710 万 9,000 円と定めるものでございます。前年度当初予算に比べ、4 億 3,444 万 9,000 円の増額しております。  
第 2 条は、債務負担行為です。4 ページをお願いします。

第 2 表債務負担行為の表でございます。消防本部庁舎等更新事業費として、福津消防署の建築に関する事業費を計上しております。期間は令和 5 年度から令和 7 年度、限度額は 7 億 5,028 万 2,000 円でございます。

次に 1 ページにお戻りください。第 3 条は、地方債でございます。  
次に予算書の 6 ページのほうをお願いしたいと思います。第 3 表地方債の表でございます。起債の目的、限度額等を表示しており、消防の資機材搬送車更新事業、消防司令指令管制情報システム

中間更新、福津消防署及び大島分遣所の庁舎等更新事業を計上し、限度額を合計 5 億 2,100 万円としております。

次に、12 ページ、13 ページをお開きください。1 款分担金及び負担金、1 項負担金は、対前年度比 2,282 万円を減額し、19 億 3,154 万 7,000 円を計上しております。宗像市の負担金総額は、対前年度比 1,683 万 7,000 円減の、10 億 4,906 万 6,000 円、福津市の負担金総額は、対前年度比 598 万 3,000 円減の、8 億 8,248 万 1,000 円としております。構成市の負担金総額の主な減額理由は、この後の 19 ページで説明させていただきますが、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の細目 3 総務一般事務費の 12 節委託料が、令和 4 年度と比較しまして減額となったためでございます。

次に、14 ページ、15 ページをお開きください。中段、7 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入は、対前年度比 479 万 4,000 円を増額し、2,607 万 8,000 円を計上しております。主な増額理由は、通信指令業務の共同運用に係る福岡都市圏共同事業基金助成金が、対前年度比 209 万 2,000 円の増額となったことと、令和 5 年度から筑紫野太宰府消防組合消防本部が福岡都市圏消防通信指令業務共同運用事業に加入することによる、共同運用中途加入団体負担金として、255 万 3,000 円を計上したことによるものでございます。続いて、8 款組合債は、対前年度比 4 億 7,630 万円増額し、5 億 2,100 万円を計上しております。消防の資機材搬送車 1 台の更新事業、消防指令管制情報システム中間更新、及び福津消防署・大島分遣所の庁舎等更新事業に係る財源でございます。

続いて 16 ページ、17 ページをお開きください。歳出でございます。1 款、議会費につきましては、182 万 7,000 円を計上しております。

次に、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は、対前年度比 1,209 万 3,000 円を減額し、3,519 万 9,000 円を計上しております。主な減額理由は、説明欄中段の細目 3 総務一般事務費、次のページ、18、19 ページをお願いします。19 ページ説明欄上段、12 節委託料におきまして、前年度予算に計上しておりました改正個人情報保護法対応支援業務委託料 550 万円、それから定年延長関連例規整備支援業務委託料、132 万円、それから定年延長に伴う人事給与システムの改修及びネットワーク機器更新委託料 403 万 7,000 円がそれぞれ皆減したことによるものでございます。

次に下段の 2 款総務費、1 項総務管理費、2 目文書広報費ですが、対前年度比 248 万 8,000 円を増額し、360 万 1,000 円を計上しております。主な増額理由でございますが、19 ページ説明欄下段の 12 節委託料におきまして、ホームページ運用保守委託 31 万円と、ホームページリニューアル業務委託 222 万 8,000 円の予算計上によるものでございます。現在の当組合のホームページを全体的に見直しをし、市民にとって見やすいホームページの構築を行う予定としております。次に、下段の 2 款総務費、1 項総務管理費、3 目財産管理費は、対前年度比 855 万 9,000 円を減額し、181 万 1,000 円を計上しております。主な減額理由は、令和 4 年度は細目 2 公共施設総合管理計画策定費として、12 節委託料におきまして、公共施設等総合管理計画策定業務委託料 372 万 9,000 円と、消防署所適正配置調査業務委託料 451 万など、総額 842 万 1,000 円の事業費を計上しておりましたが、これらの事業費が皆減したことによるものでございます。

続きまして 22 ページ、23 ページをお開きください。2 款総務費、2 項監査委員費、1 目監査委員費は、対前年度比 14 万 1,000 円を増額し、80 万 5,000 円を計上しております。主な増額理由でございますが、23 ページ、説明欄の中段、8 節旅費におきまして、久留米市で行われる福岡県都市監査委員会及び宮崎市で行われる九州各市監査委員会への出席を予定しております、費用弁償を対前年度比 8 万 8,000 円、普通旅費を対前年度比 4 万 4,000 円の増額をし、計上していることによるものでございます。

続きまして 24 ページ、25 ページをお開きください。3 款衛生費、2 項清掃費、1 目し尿処理場費は、対前年度比、1,731 万 6,000 円を減額し、1 億 3,835 万円を計上しております。主な減額理由でございますが、25 ページ説明欄中段のですね、細目 4 し尿処理場撤去事業におきまして、令和 4 年度は 12 節委託料に宗像浄化センター用地測量業務委託料を 2,714 万 2,000 円計上しております。

たが、この業務終了に伴い、令和 5 年度の予算計上額が 341 万円ということで、対前年度比 2,373 万 2,000 円の減額となっております。

続きまして 4 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費は、対前年度比 5 億 7,234 万 7,000 円の増額で、21 億 2,913 万円を計上しております。経費の主な内容でございます。まず、25 ページの説明欄下段の細目 1 職員人件費は、対前年度比 891 万 4,000 円減の 12 億 5,947 万 8,000 円を計上しております。令和 5 年度は、新規採用職員 2 名、現職 140 名、再任用職員 8 名の 150 名体制を予定しておりますところでございます。

次にページが飛びまして 28 ページ、29 ページをお開きください。29 ページの説明欄上段の細目 5 庁舎施設維持管理費でございますが、対前年度比 362 万 9,000 円増の 2,809 万円を計上しております。この増額の主な要因でございますが、29 ページの説明欄中段になりますけれども、12 節委託料におきまして、パソコン保守等委託料を対前年度比 331 万 3,000 円の増額をし、359 万 1,000 円を計上していることによるものでございます。現在使用しているネットワーク機器の保守期限が終了しているため、ネットワーク機器の更新委託料 285 万 1,000 円と、保守委託料、46 万 2,000 円を計上しております。

次に、30 ページと 31 ページをお開きください。31 ページの説明欄、最下段の細目 10 消防資機材維持管理事業費につきまして、対前年度比で 228 万 6,000 円増の、1,045 万 5,000 円を計上しております。主な増減理由は、ページが変わりまして 33 ページの説明欄の上段、17 節備品購入費におきまして、警防機材を対前年度比 369 万円を増額し、計上していることによるものでございます。化学防護服の更新費 171 万 6,000 円や、空気ボンベの更新費 194 万 4,800 円などを計上しておりますところでございます。

同じく、33 ページの説明欄上段の細目 11 消防車両維持管理事業費におきまして、説明欄中段の 12 節委託料におきまして、梯子車等保守点検料 4,750 万 5,000 円を計上しており、消防車両等の安全基準に定められている梯子車運用開始から 7 年目のオーバーホールを行う予算として計上しております。

同じく 33 ページの説明欄中段の 17 節備品購入費において、消防資機材搬送車 1 台の購入費 1,982 万 8,000 円を計上しています。この、消防資機材搬送車につきましては、本日配布の第 10 号議案関係資料を後ほどご参照ください。同じく 33 ページの説明欄、中段から下段の細目 12 通信機器整備事業費につきまして、対前年度比 1 億 8,609 万 6,000 円増の 3 億 901 万 7,000 円を計上しております。主な増額理由でございますが、説明欄下段の 12 節委託料におきまして、通信関係委託料を対前年度比 1 億 8,789 万 4,000 円の増額を行い、計上していることによるものでございます。平成 29 年度の消防通信指令業務の共同運用開始から 7 年目を迎えることによる消防指令管制情報システムの中間更新委託料、1 億 8,837 万 8,000 円と、消防救急デジタル無線設備更新の共同整備に伴う基本設計委託料、363 万 4,000 円を計上しております。

次にページが飛びますが、36 ページ、37 ページをお開きください。37 ページ説明欄中段の細目 20 消防本部庁舎等更新事業費につきましては、対前年度比 3 億 6,734 万 6,000 円増の、3 億 6,774 万 6,000 円を計上しております。福津消防署の用地購入の交渉がまとまり、令和 5 年度から令和 7 年度にかけて予定している福津消防署の整備に向けて、12 節委託料において設計監理委託料 1,250 万円と、14 節工事請負費において造成工事として 5,000 万、建築工事として 2 億 9,000 万円を計上しています。なお、建築工事、予算書では 3 億 511 万 3,000 円となっておりますけれども、その内訳ですが、先ほど説明した福津消防署の建築工事費 2 億 9,000 万円と、大島分遣所の改修工事費約 1,500 万円を合わせた額で 3 億ほどの工事費を計上しております。

次に、36 ページ下段の 5 款公債費は、消防部門における通信機器等の施設整備や消防車両等の購入のために借り入れた組合債の償還元金と利子でございます。対前年度比 1 億 219 万 5,000 円の減で、1 億 5,242 万 7,000 円を計上しております。

以上で第 10 号議案 令和 5 年度宗像地区事務組合一般会計予算についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

○神谷議長

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開は 14 時 10 分とします。

(休 憇)

○神谷議長

休憩前に引き続き会議を開きます。第 10 号議案 令和 5 年度宗像地区事務組合一般会計予算について質疑を受けます。質疑ございませんか。石松議員。

○石松議員

この予算書の 32 ページ、33 ページ、消防の関係ですので、消防長にお尋ねしたいんですが、11 の消防車両維持管理事業費の中の 12 委託料のところ、先ほど次長のほうからも少し説明があつたんですけども、梯子車の保守点検が 4,700 万円強ということでですね、これは説明では法令等に基づいて 7 年ごとにオーバーホールをするということで、解体をしてですね全部見直しをするということなんんですけども、この消防本部のほうで梯子車の基準が 1 台なのかどうか、それとまた相当高価なものだろうと思いますので、耐用年数が何年ぐらいなのか、例えば 7 年単位でオーバーホールを 2 回したらもう 20 年になるんですね、これはいつ導入したものなのか。その点について教えていただきたいことが一つともう一つが、12 の通信機器整備事業費、この中で、これについても次長のほうから先ほど少しご説明あったんですが、通信関係委託料が 2 億 9,500 万円強についてお伺いしますけども、これは広域行政でやっておって相当の効果が出ておると思います。これは私たち市民にとってどういった利便性がアップしてあるのかということともう一つは、消防本部のほうで実際現場に携わってる方々が、どのように以前と比べて、広域行政になった今回、お金は相当いるわけですけども、私はある意味ではお金がいるのは仕方ないと思ってるんですけども、それを市民の方にどう説明するかということは大事なことですので、どのような市民の利便性がアップして、また実務者としても実務の消防本部としてもどういった効率性、効果が出てるといったことについてお聞きしたいと思います。

○神谷議長

永島消防長。

○永島消防長

それでは議員のご質問にお答えしてまいりたいと思います。ちょっと全ては把握しておりませんので少しづつ確認をさせていただいてご回答させてください。まずは梯子車の件でございます。梯子車は基準を 1 台として、1 台保有しており、平成 28 年 10 月に購入いたしまして現在 7 年を経過しており、耐用年数は 17 年、オーバーホールの 7 年につきましては、うちのほうで消防車両の更新計画というのを持っております。それは消防車両の安全基準と先ほど事務局次長が説明されたとおりに、まず 7 年目でオーバーホール、それから次に 5 年目にオーバーホールというふうに考えております。次にですね、通信機器の整備関係、特に委託料につきまして、共同運用の委託料につきまして、1 億 254 万 3,313 円と、それから今回、共同運用を平成 29 年 11 月に開始しましたので、7 年目を迎えております。ほとんどがですね、IT 関係のシステムでございますので、6 年で中間整備を行って、次のまた 6 年を経過した 12 年目ですね、令和 11 年に全面更新というふうに計画をしております。その関係のシステムの中間整備に 1 億 8,837 万 7,630 円計上しております。それからこれは効率化の方向に考えております。現在平成 28 年 3 月から、消防無線はアナログからデジ

タル方式に変わっております。このときの整備につきましては国の指導もありまして、都道府県をワンブロックで、原則、消防無線、救急無線の広域化共同化の推進ということで進めてまいりました。そちらのほうの対応の変更は、今消防通信指令システムを共同運用でやっております。福岡市周辺の共同運用の関係本部で今度は、福岡都市圏をワンブロックとして整備をしようというふうに考えております。そちらのほうが事務的また経済的に有効でございますので、そちらの基本設計に363万3,630円計上しております。こういったところが、この通信関係の委託料というところになっております。特に、無線の共同整備につきましては現在うちが3無線の基地局を持っています。そちらのほうが共同運用をやる関係で、1局減る方向で、今のところ情報いただいておりますので、経済的にも、共同運用の効果は表われているんじやなかろうかというふうに思っております。

あと消防職員にあってはですね、現在、コロナ禍3年間は中々、共同運用関係本部の職員との対面の訓練等はできませんでしたけども、今年度の秋口だと思いますけども、合同の訓練を実施しております。詳細にあっては、特に指揮隊を設けまして、通信指令センターとの交信業務がございまして、指揮隊の研修は福岡市の学校と各署に職員を派遣して育成をしております。  
以上でございます。

#### ○神谷議長

石松議員。

#### ○石松議員

今の梯子車の件ですけれども、これは高さというんでしょうか、何メーターほどあるのか、例えばその具体的に言ったら宗像市であればUR公団があります。あちらが確か12階から13階ほどあると思うんですが、そこまで可能なのかどうか。恐らく、あと宗像市でそんなに高い、福津市さんもどうか分かりませんが、マンションも最近は結構、12、3階とかできていますけども、そういう高層マンション等に対応ができるのかどうかについて再度確認をしたいことが一つ。

もう一つ通信の関係ですね、この市民、私たち市民から見たとき、今回こういった通信関係がバージョンアップしていくことはいいことなんだけども、それをどういう形で利便性が私たちが持てるのかどうか、その点について2点確認をさせてください。

#### ○神谷議長

永島消防長。

#### ○永島消防長

梯子車の運用の関係は後ほど警防課長のほうからご回答させていただきます。

無線関係の市民の利便性ということでございますが、市町村内の活動それから共通波につきましては市町村で管理をするというふうになってますので、当該消防本部独自で管理運用していたものを福岡ブロックで共同で運用をしたいと。そして設計も同じようなプランでスケールメリット含めてですね、やっていきたいと思っておりますので、そういったところが先ほどご説明しましたとおり、現在、宗像消防署の本部のところに基地局一つと、福津消防署に基地局一つ、それから、津屋崎・玄海出張所に基地局一つ、計3基地局ございますけれどもそれが2基地局になりまして、あとは福岡市や他の本部の所有しています局等から無線を飛ばすことによって、エリア内の有効な無線の活用ができるということになっておりますので、非常に経済的に、市民の方にはご負担は少なくなるというふうに考えていただければ幸いに思います。

#### ○神谷議長

中垣警防課長。

## ○中垣警防課長

警防課長の中垣と申します。先ほどの梯子車の件について答弁をさせていただきます。当消防本部が所有しております梯子車は、30 メートル級の梯子車でございまして、高さで言いますと 30 メートルまで届くような梯子車になっております。これを階数に換算しますと 10 階程度ということになります。それで、10 階以上の階の活動はどうするのかというところになると思うのですけども、それ以上の階につきましては、その施設、建物自体に設置されてます消防設備等を活用しまして、安全に、住民の方々の救出、火災消火活動を実施していくというところでございます。

## ○神谷議長

他にございませんか。安部議員。

## ○安部議員

同じページの備品購入の消防車のところなんんですけど、手持ちでいただいたこの資料に沿って質問してもよろしいでしょうか。

## ○神谷議長

よろしいですよ。

## ○安部議員

この整備事業はですね具体的に何なのかがちょっとまだ分からんんですけど、これを買うということでおよろしいでしょうか。

## ○神谷議長

永島消防長。

## ○永島消防長

あくまでも写真はイメージと思っていただいて、そういうものを購入したいというふうに考えております。お手元に配布しております「第 10 号議案関係資料」をご覧くださいませ。現在、資機材搬送車は、平成 15 年 8 月に購入をしております。来年度で 20 年を経過する車両でございます。通常のトラックに赤色とサイレンを搭載した仕様でございまして、昨今の災害対応の教訓を生かした仕様というふうに考えております。特に、緊急消防援助隊出動時のですね、資機材搬送車としての活用も考慮した仕様でありますので、財源としましては緊急防災・減災事業債を適用することとしております。写真のとおりコンテナ式のパワーゲート付ですので、各資機材をですね、通常はユニットごとに事前に準備をしておきます。災害種別に対応する資機材を、ユニットごとに必要なものを選定して、一気に搭載できるということになっておりますので、迅速に出動ができるという仕様しております。なお文書でスポットクーラーということを明記しておりますが、そちらにつきましては警防課長のほうから説明をさせます。

## ○神谷議長

中垣警防課長。

## ○中垣警防課長

スポットクーラーについての説明をさせていただきます。このスポットクーラーといいますのは、コンプレッサーを内蔵いたしました移動可能な置き型のクーラーです。このクーラーに排気ダクト

を設けますことで熱気を車外に出しまして、先ほど消防長が説明いたしましたコンテナの中、荷台のコンテナの中を冷却できるものです。主要用途といたしましては、猛暑の中で活動中の隊員、消防団員のクーリングスペースや、活動が長時間となった場合の休憩スペースにも活用するというようなことを考えております。なお、近隣でスポットクーラーを導入している消防本部にその効果について確認しましたところ、十分な冷却効果を得られているとの回答を得ております

○神谷議長

安部議員。

○安部議員

こういうイメージのものを更新するというようなことだと思うんですけど、これまで導入されて利用した具体的な実績等があれば、紹介いただきたいと思います。

○神谷議長

永島消防長。

○永島消防長

通常、資機材搬送でございますのでテントとか水防の関係の資機材を搬送して使っておりますし、あとは救助工作車とかそういう車の車検のときには、救助資機材を乗せて、別の消防車と一体となって出動するなど、そのときの用途用途に合わせて、搬送車として使用しておりました。

○神谷議長

他にございませんか。石松議員。

○石松議員

予算書の 37 ページの消防本部庁舎等更新事業費の中の造成工事と建築工事についてお伺いをしたいわけですけれども、先ほど私、午前中でしたか、一般質問の中でもお聞きしたところ、この福津消防署については令和 5 年の 10 月頃に造成工事に着手するということで答弁があったと思います。そして、建築工事については令和 5 年度末に発注という形で、答弁があったかと思います。そこでお聞きしたいのは、この予算では造成工事が 5,000 万ということですので恐らく一般競争入札になろうかと思いますので、この入札要件についてお伺いしたいということと、令和 5 年の 10 月からということですから工事が何か月程度の工事を見込んでいらっしゃるのか、お伺いしたいということ。

それから二つ目の建築工事については、これはたしか次長のほうからも、大島分遣所のことも含めて、約 1,400 万ぐらいだったと思うんですが、あるということだったけども、いわゆるメインは、福津市の消防署の建設についての、いわゆる発注業務が、年度末ということを来年の多分 2 月 3 月だと思うんですけども、規模が大きいもんですから、これについてはおそらく当然、一般競争入札で、どういった入札の要件ですね。なのかということとまた、全体のスケジュールですね、それも一般質問でも、少し説明はあったんですけど、改めて、全体工期をですね、教えていただければと思ってます。

○神谷議長

川嶋参事。

○川嶋総務課参事兼総務係長

まず造成工事でございますが、造成工事に関しましては土木一式に発注になろうかと思っております。工期に関しましては、3か月から4か月程度を想定してございます。それからスケジュールになりますが、再度申しますと令和5年度前半のところで文化財調査、それから本体の庁舎の建築の修正設計をさせていただいて、並行して開発に準じますので、開発の協議を進めてまいります。10月から造成工事に着工したいという予定にしております。そして今さっき申し上げましたとおり、それが造成工事のある程度進んだところで、建築工事のほうの発注というふうに考えております。建築工事に関しましては16か月を想定しております。それからいきますと、庁舎の完成のほうが令和7年度前半ぐらいになります。そしてそれから外構、舗装というところで発注をいたしまして、令和7年の10月ぐらいに、この事業の完成を予定しているというところになります。あと、建築工事の発注のほうになりますけど、建築業者さんのはうに発注になろうかと思ひますけどまだ積算等終わっておりませんのでちょっとこの辺は未定になろうかと思います。

○神谷議長

他にございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に本件に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第10号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第10号議案は原案のとおり可決されました。

日程第15 第11号議案「令和5年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計予算について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

○堤事務局長

11号議案について説明いたします。議案書の11ページをお開きください。

第11号議案 令和5年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計予算について

令和5年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。令和5年2月15日 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

内容については次長の高山が説明いたします。

○神谷議長

高山次長。

## ○高山次長兼総務課長

別冊の予算書にて説明をさせていただきます。

急患センター事業特別会計予算の 1 ページをお開きください。歳入歳出予算でございます。第 1 条歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 2 億 6,614 万 1,000 円と定めるものでございます。前年度当初に比べ 380 万 5,000 円の増額としております。

次に 8 ページ 9 ページをお開きください。1 款診療収入は、対前年度比 1,022 万 5,000 円増額し、7,903 万 5,000 円を計上しております。診療収入につきましては、令和 4 年度 4 月から 12 月までの診療収入実績額の月平均をベースに令和 5 年度の診療収入額を算定しております。今後の新型コロナウイルス感染症の見通しは、引き続き不透明な状況が続くことを想定しつつ、国等の動向や、受診者数の推移に注視しながら、所要の対応を図ってまいりたいと考えております。

2 款分担金及び負担金は、対前年度比 609 万 9,000 円を減額し、1 億 8,610 万 5,000 円を計上しております。減額の主な理由は、診療収入の増加によるもので、経常費負担金を減額しています。経常費負担金の内訳は、宗像市が対前年度比 529 万 5,000 円減の 1 億 310 万 7,000 円、福津市が対前年度比 80 万 4,000 円減の 6,859 万 6,000 円としております。

10 ページ、11 ページをお開きください。歳出でございます。1 款急患センター運営費は、対前年度比 380 万 5,000 円を増額し、2 億 4,973 万 9,000 円を計上しております。11 ページの説明欄上段、細目 1 急患センター管理運営事業の主な支出内容でございますが、12 節委託料でございますが、対前年度比 239 万 7,000 円増額し、2 億 4,189 万 3,000 円を計上しております。急患センターの管理運営につきましては、宗像医師会へ委託しております。委託料増額の主な要因は、開所日数の、年次変動による医師等の人事費の変動等によるものです。

次に 18 節負担金、補助及び交付金ですが、新たに 404 万 8,000 円を計上しております。内訳としましては、火災受信機更新工事と屋上防水工事に係る工事負担金でございます。

2 款公債費でございますが、急患センターの移転事業に伴う、平成 9 年度及び 10 年度の起債に対する償還元金と利子、1,440 万 2,000 円を計上しております。

以上で第 11 号議案 令和 5 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計予算についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いします。

## ○神谷議長

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

## ○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に本件に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

## ○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第 11 号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

## ○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第 11 号議案は原案のとおり可決されました。

ここで執行部入れ替えのため休憩といたします。議員の皆様はご着席のままでお待ちください。

(休憩)

## ○神谷議長

会議を再開します。

日程第 16 第 12 号議案「令和 4 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

## ○堤事務局長

12 号議案について説明いたします。議案書の 12 ページをお開きください。

第 12 号議案 令和 4 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 3 号）について

令和 4 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり提出する。令和 5 年 2 月 15 日 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

水道事業会計補正予算書 1 ページをお開きください。まず、第 2 条につきましては、予算の第 3 条に定めた収益的収入の第 1 款水道事業収益、第 1 項営業収益を 2,167 万 3,000 円、第 2 項営業外収益を 3,670 万 9,000 円、第 3 項特別利益を 542 万 5,000 円、それぞれ増額補正し、水道事業収益合計で 36 億 5,913 万 4,000 円とするものでございます。

また、収益的支出の第 1 款水道事業費用、第 1 項営業費用を 4,690 万円、第 2 項営業外費用を 505 万円、第 4 項予備費を 450 万円、それぞれ増額補正し、水道事業費用合計で 32 億 2,442 万 4,000 円とするものでございます。

第 3 条につきましては、予算の第 4 条に定めた資本的収入の第 1 款資本的収入、第 2 項負担金及び寄附金を 684 万 3,000 円増額、第 4 項出資金を 10 万円減額補正し、資本的収入合計で 3 億 1,136 万 1,000 円とするものでございます。

また、資本的支出の第 1 款資本的支出、第 1 項一般改良費を 2,651 万 1,000 円、第 5 項出資金を 10 万円減額補正し、資本的支出合計で 17 億 2,564 万 8,000 円とするものでございます。

2 ページ 3 ページをお開きください。第 4 条につきましては、予算第 5 条に定めた債務負担行為に 3 ページの第 1 表 債務負担行為補正の内容を追加するものでございます。北九州市への水道事業包括業務委託の限度額 12 億 3,964 万 8,000 円、地島地区舗装復旧工事の限度額 3,200 万円外 4 件でございます。地島地区舗装復旧工事は、資機材を運搬する台船の調整の必要性から、その他はいずれも令和 5 年 4 月 1 日からの業務を開始するために、今年度中に契約が必要となるものでございます。

第 5 条につきましては、予算第 9 条に定めた棚卸資産購入限度額を 1,000 万円減額補正し、1 億 3,230 万 5,000 円とするものでございます。入札等により、執行残が見込まれるため減額するものでございます。

6 ページをお開きください。予定キャッシュ・フロー計算書を掲載しています。1 番上、当期純利益は 3 億 3,032 万 4,162 円。1 番下、資金期末残高は 60 億 4,815 万 7,477 円の予定でございます。

10 ページ、11 ページをお開きください。事項別明細書です。主な補正内容について説明いたします。収益的収入、1 款 1 項営業収益、1 目 1 節水道使用料は、当初予算の見込みより多くの使用

料収入が見込めるところから、3,000万円を増額補正し、28億6,325万6,000円とするものでございます。主に宗像地区、津屋崎地区において水需要が、当初の見込みを上回ったためでございます。2項営業外収益、3目1節水道利用加入金は3,471万1,000円を増額補正し、1億4,668万円とするもので、福津地域において想定を上回る申請件数が見込まれるものでございます。4目1節不用品売却収益は199万8,000円を増額補正し、352万8,000円とするもので、使用済み量水器が当初見込みより高く売却できたためでございます。3項特別利益、1目1節固定資産売却益は、今年度行った保有する有価証券の入替えにおいて、額面より高く売却でき、利益を得たため、542万5,000円を増額するものです。

次に、収益的支出の1款1項営業費用、1目原水及び浄水費、15節委託料は1,400万円を増額補正し、4億2,577万5,000円とするものでございます。これは、包括業務委託料のうち、動力費を増額するもので、電力料金の上昇が想定を上回ったためでございます。2目配水及び給水費、15節委託料は、4,000万円を増額補正し、3億2,901万1,000円とするものでございます。これは包括業務委託料のうち、修繕費を増額するもので、漏水等による給排水管の修繕が10月補正時点の見込みを上回って発生しているものでございます。

4項1目99節予備費は450万円を増額し、950万円とするもので、給排水管の修繕が想定を超えて発生し、予備費を充用して対応したため、今後の不測の事態に備えて増額するものでございます。

12ページ13ページをお開きください。資本的収入の1款2項負担金及び寄附金、1目1節負担金は684万3,000円を増額補正し、2,290万4,000円とするものでございます。これは県道改良工事に伴う配水管移設の県負担金が確定したことと、消火栓の新設及び取替えの関係市負担金が確定したことにより増額するものでございます。4項1目1節出資金は10万円を減額補正し、1,191万9,000円とするものでございます。福岡地区水道企業団への出資金が確定したため、関係市からの出資金を減額するものでございます。

資本的支出の1款1項一般改良費、4目浄水施設費、15節委託料は、260万円を減額補正し、441万4,000円とするもの、5目送水施設費、22節工事請負費は、1,900万円を減額補正し、7,377万4,000円とするもので、入札等により執行残が見込まれるため減額するものでございます。8目事務費、29節負担金は491万1,000円を減額補正し、1億2,114万8,000円とするもので、下水道工事等に伴う配水管移設負担金が見込みを下回ることによるものでございます。5項1目61節出資金は、10万円を減額補正し、1,191万9,000円とするもので、福岡地区水道企業団への出資金が確定したため減額するものでございます。

以上で、令和4年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わります。  
ご審議のほどよろしくお願いします。

#### ○神谷議長

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。石松議員。

#### ○石松議員

補正予算の10ページ11ページのところです。ここは事務局長のほうからも、この営業外収益の加入金の増について、福津市は予想以上に伸びたということ、その結果給水収益も大きく伸びるわけですけども、当初見込んだ加入金、いわゆる戸数ですね。それからどの程度の増加が、これ福津市だけじゃないと思います。当然宗像市のほうも入ってると思うんですけど、どの程度の加入戸数が増加したのか、分かれば教えてください。

#### ○青谷経営施設課主幹

経営施設課の青谷といいます。よろしくお願いします。令和4年度の当初予算なんですが、加入金については口径がいろいろありますけども、件数でお答えさせていただきたいと思います。宗像

市におきましては、当初は 370 件を予定しておりました。年度末の見込みとしましては、44 件増えまして 414 件を予定しております。それから福津市でございますけども、当初予算のときは 380 件ほど予定をしておりました。そして年度末の見込みでございますけども、146 件増えまして、526 件を予定しております。

○神谷議長

よろしいですか。ほかにございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に本件に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第 12 号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第 12 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 17 第 13 号議案「令和 4 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

○堤事務局長

第 13 号議案を説明いたします。議案書の 13 ページをお開きください。

第 13 号議案 令和 4 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）について  
令和 4 年度 宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり提出する。令和 5 年 2 月 15 日 宗像地区事務組合組合長 原崎智仁

本木簡易水道事業補正予算書第 1 ページをお開きください。まず第 2 条につきましては、収益的収入の 1 款簡易水道事業収益、2 項営業外収益を 8 万 7,000 円減額して、簡易水道事業収益合計で 2,491 万 2,000 円とするものです。第 3 条につきましては、資本的収入の 1 款 1 項企業債を 100 万円減額、2 項負担金及び寄附金を 102 万円増額、3 項補助金を 2 万 7,000 円減額して、資本的収入合計で 6,967 万 6,000 円とするものでございます。

第 4 条につきましては、債務負担行為を設定するものです。北九州市への水道事業包括業務委託の限度額は 734 万円、水道賠償責任保険限度額は 7,000 円で、いずれも令和 5 年 4 月 1 日から業務を開始するために、今年度中に契約が必要となるものでございます。第 5 条につきましては、福津市からの補助金額を 609 万 8,000 円に補正するものです。

次に 3 ページをお開きください。予定キャッシュ・フロー計算書です。1 番上、当期純利益は 48 万 632 円、1 番下、資金期末残高は 392 円の予定でございます。

8 ページ、9 ページをお開きください。事項別明細書です。上段、収益的収入の 1 款 2 項営業外収益、2 目他会計補助金は、補正による収入支出構成の変動に伴い、福津市からの補助金を 65 万 6,000 円減額して、302 万 2,000 円とするものでございます。3 目加入金は、今年度 2 件の新規加入があったことから、65 万 9,000 円増額して 66 万円とするものでございます。

下段資本的収入の 1 款 1 項企業債は 100 万円を減額して、6,150 万円とするもの、2 項負担金及び寄附金は 102 万円を増額して 510 万円とするもの、3 項補助金は福津市からの補助金を 2 万 7,000 円減額して 307 万 6,000 円とするものでございます。これらは福津市下水道と共に設で行っている配水管更新工事における消火栓の新設及び取替えの福津市負担金が確定したことによるものです。

以上で、令和 4 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いします。

#### ○神谷議長

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

（なしの声）

#### ○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本件に関する討論を受けます。ご意見ございませんか。

（なしの声）

#### ○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第 13 号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

#### ○神谷議長

全員賛成であります。したがいまして、第 13 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 18 第 14 号議案「令和 5 年度宗像地区事務組合水道事業会計予算について」を議題いたします。執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

#### ○堤事務局長

第 14 号議案について説明いたします。

第 14 号議案 令和 5 年度宗像地区事務組合水道事業会計予算について

令和 5 年度宗像地区事務組合水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。令和 5 年 2 月 15 日宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

予算の詳細については、豊福経営施設課長から説明いたします。

#### ○神谷議長

豊福経営施設課長。

## ○豊福経営施設課長

私から、令和 5 年度宗像地区事務組合水道事業会計予算について、お手元のピンク色の表紙の予算書に基づき、説明いたします。

予算書の 1 ページをお開きください。第 2 条で業務の予定量を定めています。年間総給水量は、1,416 万 3,717 立方メートル、有収水量は 1,283 万 9,622 立方メートルを予定しています。主な建設改良事業としまして、老朽化した水道管の布設替等を行う一般改良事業として、7 億 7,174 万 1,000 円、新規の水道管布設等を行う拡張事業費として、9,617 万 5,000 円を予定しています。

第 3 条維持管理を目的とした収益的収入及び支出、第 4 条施設の建設や更新を目的とした資本的収入及び支出につきましては、後ほど事項別明細書で主なものを説明いたします。

2 ページをご覧ください。第 5 条では、予定支出の各項目の経費の金額を流用することのできる項目について定めています。第 6 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきまして、職員給与費 2,364 万 7,000 円としています。

次に、3 ページをご覧ください。第 7 条他会計からの補助金につきましては、関係市から水道会計に補助を受ける金額は、1,782 万 7,000 円でございます。第 8 条、たな卸資産購入限度額につきましては、工事で使う水道管等の支給材材料についての購入限度額を 1 億 7,211 万 7,000 円としています。

次に、予算に関する説明についてです。5 ページをお開きください。このページから 8 ページまでは、令和 5 年度予算の実施計画を掲載しています。26 ページ以降の事項別明細書で主な内容を説明いたします。

次に、9 ページをお開きください。予定キャッシュ・フロー計算書です。1 番上、当期純利益は 2 億 1,369 万 6,615 円。1 番下、資金期末残高は、51 億 8,195 万 4,742 円を予定しています。

次に、10 ページをお開きください。このページから 17 ページまでは、組合で雇用した職員の給与費の明細等を掲載しています。

18 ページ、19 ページをご覧ください。令和 5 年度当初予算を全て執行した年度末時点の予定貸借対照表を掲載しています。資産合計、負債・資本合計それぞれ 382 億 8,849 万 2,442 円を予定しています。

22 ページをご覧ください。令和 4 年度決算見込みによる予定損益計算書を掲載しております。

24 ページ、25 ページをご覧ください。注記でございます。財務諸表を作成するにあたり採用した会計の基準及び手続きを掲載しています。

続きまして、事項別明細書に沿って、主なものにつきましてご説明いたします。

26 ページ、27 ページをご覧ください。収益的収入です。1 款水道事業収益につきましては、36 億 3,427 万 5,000 円を計上しています。1 項営業収益、1 目給水収益につきましては、ほぼ前年度並みの 28 億 4,672 万 9,000 円を見込んでいます。2 目受託工事収益は、道路舗装工事代金として宗像市の負担金 2,500 万円を計上しています。3 目その他営業収益は、前年度より 1,398 万円増の 1 億 5,012 万 1,000 円を計上しています。主なものは、下水道料金の徴収事務手数料で、徴収事務経費の上昇により増額となっています。

2 項営業外収益は 6 億 1,242 万 4,000 円で、主なものは次のページの 8 目長期前受金戻入、4 億 3,511 万 1,000 円を計上しています。これは固定資産の取得に充てられた補助金等を貸借対照表の長期前受金に計上し、減価償却費に対する補助金等の見合分を収益とするものでございます。

30 ページ、31 ページをご覧ください。収益的支出です。1 款水道事業費用は、32 億 6,362 万 2,000 円を計上しています。物価高騰などの影響もあり、前年度から 1 億 3,896 万 9,000 円の増額となっています。支出の大きな割合を占める北九州市への包括委託関連予算については、後ほど別添資料でご説明いたします。

1 項営業費用、1 目原水及び浄水費は 10 億 4,882 万 9,000 円で、このうち 15 節委託料は 4 億

3,790 万 5,000 円を計上しています。主に北九州市への包括業務委託料で、委託料、修繕費、動力費などでございます。また、31 節受水費は、北九州市及び福岡地区水道企業団からの受水費用で、6 億 896 万円を計上しています。2 目配水及び給水費は、3 億 6,309 万 5,000 円で、このうち 15 節委託料は、3 億 6,024 万 7,000 円を計上しています。主に北九州市への包括業務委託料で、委託料、修繕費などでございます。5 年度は、水管橋台帳の整備と更新計画作成、自由ヶ丘配水池耐震診断業務、危機管理マニュアル作成を予定しております。

32 ページ、33 ページをご覧ください。3 目受託工事費は、給配水管の工事に併せて、宗像市から委託を受けて行う道路舗装工事費で、受託工事収益と同額の 2,500 万円を計上しています。4 目総係費は、4 億 8,129 万 8,000 円で、このうち 15 節委託料は 1 億 4,856 万 4,000 円を計上しています。主に北九州市への包括業務委託料で、人件費や諸経費の負担となっております。

34 ページ、35 ページをご覧ください。29 節負担金は 2 億 5,458 万 3,000 円で、主に関係市への派遣職員負担金、北九州市への包括業務委託料となっています。5 目簡易水道事業費は、大島簡易水道事業の経費 2,546 万 1,000 円を計上しています。15 節委託料は 2,528 万 2,000 円で、北九州市への包括業務委託料でございます。

36 ページ、37 ページをご覧ください。6 目減価償却費は 12 億 4,879 万円、7 目資産減耗費は 2,544 万 8,000 円を計上しています。2 項営業外費用は 3,820 万 1,000 円で、主に支払い利息となっています。3 項特別損失は、過年度損失修正損 250 万円を計上しています。

38 ページ、39 ページをご覧ください。資本的収入です。1 款 1 項負担金及び寄附金は、1,178 万円で、主に関係市からの消火栓設置費負担金等でございます。3 項補助金は 6,290 万 2,000 円で、水道施設等耐震化事業費等に係る国庫補助金 5,000 万円及び簡易水道事業経費に係る宗像市からの補助金 1,290 万 2,000 円でございます。4 項は関係市からの出資金 1,266 万 6,000 円で、福岡地区水道企業団への出資金に充てられます。5 項固定資産売却代金 2 億円は、保有する有価証券の入替えのために売却を予定するものでございます。

40 ページ、41 ページをご覧ください。資本的支出です。1 款 1 項一般改良事業費で、前年度より 4 億 6,968 万 9,000 円を増額し、16 億 5,812 万 8,000 円を計上しています。4 目浄水施設費は 5 億 9,426 万 6,000 円で、主に多礼浄水場の電気設備更新工事（受変電設備等）となっています。5 目送水施設費 7,563 万 7,000 円、6 目配水施設費 7 億 7,174 万 1,000 円は、老朽化した送水管・配水管の布設替工事を予定しています。8 目事務費は 1 億 9,100 万 5,000 円で、主に配水管布設替測量設計、関係市への派遣職員負担金、北九州市への包括業務委託料となっています。

42 ページ、43 ページをご覧ください。2 項拡張事業費は前年度より 3,940 万 7,000 円増の 1 億 1,465 万 8,000 円で、主に配水管布設工事や測量設計でございます。次に、3 項企業債償還金につきましては、前年より 200 万 7,000 円減の 2 億 7,254 万 3,000 円を計上しています。6 項有価証券取得費 2 億円は、保有する有価証券の入替えを予定するものです。

なお、第 14・15 号議案関係資料として、令和 5 年度工事予定箇所（A3 の地図 2 枚）を配布していますのでご覧ください。また、令和 5 年度北九州市委託分の予算集計表につきましては、水道事業、本木簡易水道事業合せて、12 億 4,698 万 8,000 円、前年度と比較して、1 億 4,184 万円の増額となっています。水道事業の主な増額内容につきましては、原水及び浄水費は、運転業務委託の労務単価上昇や、動力費、薬品費などの高騰で、4,311 万 1,000 円増額となっています。配水及び給水費は 8,321 万 6,000 円の増額となっています。2 ページ目の委託料で水管橋台帳の整備と更新計画、自由ヶ丘配水池の耐震診断、危機管理マニュアルの単発の計画作成業務、また、修繕費では大幅な補正増が常態化していることから、4 年度の執行見込額を当初から要求したことが増額の要因です。3 ページ目の資本的支出は、建設改良工事の増による事務費の増で、1,295 万 5,000 円の増額となっています。

簡単ではございますが、以上で令和 5 年度宗像地区事務組合水道事業会計予算の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○神谷議長

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。石松議員。

○石松議員

予算書の 1 ページですね、この業務の予定量というのが書いています。ここで給水戸数が 6 万 5,583 戸とあります。戸数については新規の加入戸数をどの程度見込んでいるのか、教えていただきたいと思います。

○神谷議長

山中経営係長。

○山中経営係長

経営施設課山中でございます。よろしくお願ひいたします。新規の加入戸数の見込みということでご質問ですので、お答えさせていただきます。新規の加入戸数につきまして、宗像市域で 410 戸、福津市域で 410 戸という形で見込みをさせていただいております。

○神谷議長

石松議員。

○石松議員

宗像で 410、福津で 410 というのが当初見込みということですね。次に、同じ業務予定量のところで年間総給水量と 1 日平均給水量という項目があります。ここではですね、両方とも 90.7% の有収水量ということになります。これは前年度と比較しましたら前年度が 90.2% でした。従いまして前年度当初見込みよりも 0.5%、有収水量が増加しているということが見えます。この有収水量を向上させるために、どのような対策、手立てを実施する予定なのか、お伺いしたいと思います。

○神谷議長

豊福経営施設係課長。

○豊福経営施設課長

有収率の向上については、例年、漏水調査を行って、その中で漏水が多い箇所は修繕をかけています。それを今後、いろんな漏水の探査のやり方もありますので研究しながら一層進めていきたいと考えております。

○神谷議長

石松議員。3 回目の質問になります。

○石松議員

私が午前中一般質問したときに漏水箇所が年間どの程度あるかということで、約 3 年間分紹介いただきました。私の記憶では、360 から 380 件ぐらいが、年間あるということなんんですけども、今の課長の答弁の中には、新しい技術を使って事前に、今まででは事後対策だったと思います。漏水して吹き上げて、そしてその箇所の分だけを交換するというそういう後ろ向きの仕事って言つたら失礼ですけども、事後対策じゃなくて事前のですね、この区間はもう 40 年過ぎてるとかいう

ことは全部今電子化されてると思いますので、そういったことを事前に予測した上で、漏水する前に、いわゆる予防保全と言いましょうか、そういう形がないものなのかなということをお伺いしたいと思います。

○神谷議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

石松議員が言われてる予防的な対応ですね、組合としては今、水道管の経年劣化っていうのは把握しております。その中でも漏水しやすい管種というものがありますので、そういうものは早めに更新工事をかけていきたいと。それは計画の中で、予算を割り当てて、漏水する前に水道管の破裂を防ぐために、対応していきたいと考えております。

○神谷議長

よろしいですか。他にございませんか。川内議員。

○川内議員

予算書の 18 ページですね。令和 5 年度の宗像地区事務組合水道事業予定貸借対照表を見ると、1 番下の流動資産の項目で現金預金が 51 億あるぞということですね。19 ページの左下の当年度純利益が 2 億 1,000 万。つまり現金が 51 億あって、大体年間 2 億円ずつ純利益が積み上がっているような状態だと思うんですけど、この現金の使い道というのは決まってるんでしょうか。

○神谷議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

純利益は出ております。これはですね、今後増大すると思われる水道管の更新事業、あとは浄水場の施設更新とかも今後、必要になってくると考えられますので、その費用に最終的には充てられるということでございます。

○神谷議長

川内議員。

○川内議員

今でも更新費用はかけてるわけですよね。7 億 7,000 万と拡張事業に 9,000 万ですか、それぐらいかけてるわけですよね。それは分かるんですけども、大規模な更新費用っていうのは、一般的な地方債などで起債するものなんじゃないでしょうか。ちょっと現金を持っていなければいけないっていうことにはならないんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○神谷議長

堤事務局長。

○堤事務局長

一般的な例ええば市町村の起債事業とかいうことであれば、後の交付税措置とかそういうものがございましたけども、水道事業に関しては水道料金の収入によって経営を行っております。そ

ういったことを借金で賄うということは、将来に負担を残すということになりますので、宗像地区事務組合の水道ではなるだけそういった借金をせずに回収できるように経営を行っているところでございます。

○神谷議長

川内議員。3回目になります。

○川内議員

であれば、具体的にいつ何十億必要ですっていう見通しを立てていただかないと、この現金が51億あるっていう状態に対して、市民が納得するかといったら私はそうじゃないと思いますが、そういった計画というのはあるんでしょうか。

○神谷議長

中山経営係長。

○中山経営係長

水道事業の経営戦略という財政的な面に特化した計画がございまして、こちらで費用等の見込みを出しております。今回水道ビジョンの中間見直しを受けまして、今年度、この後になりますけれども経営戦略の改訂を行いまして、また改訂になりましたら、皆様にご説明を差し上げたいと思います。

○神谷議長

ほかにこの議案にあと何人ぐらい質問がありますか。

(3人挙手)

○神谷議長

1時間以上経過しましたので、ここで暫時休憩といたします。再開は3時30分からといたします。

(休憩)

○神谷議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 第14号議案「令和5年度宗像地区事務組合水道事業会計予算について」質疑を受けます。質疑ございませんか。戸田議員。

○戸田議員

関係資料の分で、北九州市の委託分ですね、これについてお伺いします。令和4年度に比べて、1億4,000万余り増額ということになります。当然取扱量が増えたらそれに伴って増える部分はあるでしょうし、資材等の高騰ですね、先ほどのご説明ありましたけど、薬品費などがどうしても増えるということもあるでしょうし、定期点検を一定の間隔で定期点検やってたら、それに伴って発生するっていうのも分かるんですけど、要はですね、これ自身の何ていうんですかねもう少し、例えば、協議してこの委託費そのものについて、いろいろやり方等の協議をする余地っていうんですかね、それがあるのかないのかっていうのをちょっとお伺いします。

○神谷議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

北九州市との包括委託業務については、毎月定例会を行っております。その中で問題になった事業とか、予算的にどういう手当てをするとかはそういう中で協議を行っておりますので、その中で当初予算とか補正に関しても計上させていただいているというところでございます。

○神谷議長

戸田議員。

○戸田議員

いろんな業務がたくさんあるんですけども、業務のやり方っていうのがあると思うんですけども、それ自身がもう少しこういうふうに見直したら、より効率的になるだとかいうそういうような協議っていうのは、テーブルに乗るんでしょうか。

○神谷議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

より効率的な業務のやり方っていうのは、私どももテーブルに上げることもございますし、北九州市からも、こういった形で改善をしたいっていう、テーブルに上がっていいくこともございます。

○神谷議長

戸田議員。

○戸田議員

いろいろ業務のやり方を変えるとか改善とかいうのもね、そう簡単なことではないと思うんですけど、ぜひこの全体的な業務、当然のことながらどの業務であってもどう効率的に抑えられるものは抑えるのかという協議は継続して、努力は当然続けていかなくてはならないと思っております。答弁は結構ですけど、そういうつもりで引き続きこの分を、大きな重い費用になりますので、そのつもりで進めていただきたいということを発言しまして、発言を終わりたいと思います。

○神谷議長

質問でなく、要望でいいということですね。他にございませんか。安部議員。

○安部議員

今の戸田議員のところと少しかぶるところがあるんですけど、同じ北九州市への委託の部分でですね、危機管理マニュアル作成業務というのが2,100万で上がってます。これの妥当性を確認したいんですけども、まずこれって毎年度更新とか定期的に更新とか何かそういう根拠があるのかっていうところを伺います。

○神谷議長

青谷経営施設課主幹。

○経営施設課主幹青谷

今回予定しております危機管理マニュアルの中身についてなんですけども、大きく分けて、三つを考えております。一つは停電時、二つ目がテロ、三つ目が渇水対策ということで、令和4年度に福岡県の立入り検査がございました。そのときにこの三つについての危機管理マニュアルを整備しなさいということでご指摘がありました。その内容について作成を予定しておりますということでございます。

○神谷議長

安部議員。

○安部議員

2,100万で三つのマニュアルということなんですけど、厚労省とかは水道事業者のほうにこういう危機管理マニュアルは作りなさいよという指示は出していると。それも含めて、県の立入りがあって、指摘を受けてってことなんですけど、これを北九州市に委託するメリットというところを伺いたいんですが。

○神谷議長

豊福課長。

○豊福経営施設課長

今水道事業に関しては、北九州市に包括委託をしてます。そういう観点もございますので、まず事業を運営している側が作成したほうが、より精度が高い危機管理マニュアルになるのではないかということで、包括委託で行いたいと考えております。

○神谷議長

安部議員。

○安部議員

北九州市が委託を受けている部分で詳細まで分かるんで危機管理マニュアルを委託するのがよろしいというご判断だったと思うんですけど、この金額が、根拠がきちんと確認できるような、ほかの自治体との事業とか、危機管理マニュアル作成の比較とかですね、こういった検討をされているのかっていうところが疑問点があるんですけど。例えば北九州市は宗像市以外にも、いろいろと包括的な活動をされてます。こういったところの危機管理マニュアルの作成と比較したり、そういう検討をした上での決定ということで認識してよろしいでしょうか。

○神谷議長

青谷主幹。

○青谷経営施設課主幹

今、予算計上させていただいている根拠なんですけども、設計の歩掛を利用して計上させてもらっています。この金額で発注するということではなくて、発注する段階では、金額、内容についてなんですけども、精査して出したいということで考えております。

## ○神谷議長

他にございませんか。石松議員。

## ○石松議員

予算書の40ページ41ページを見ていただきたいんですが、ここちようど真ん中ですね、資本的支出の一般改良費の中の4目の浄水施設費のところですけれども、ここでは工事請負費として、多礼浄水場電気設備更新工事外5億8,800万円強が計上されております。これ令和4年度の当初予算の数字と比較しましたところ、2億9,300万円強、99.2%、約倍の大幅増になっておるんですけども、この理由を教えていただきたいということと、こういう大きな金額はもちろん一つだけじゃないと思います。いろいろなものを合わせてこうなってるんだと思いますけども、適正な競争入札で行われているのか、それとも特定の事業者さんに随意契約という形でされてるのかお聞きしたいと思います。

## ○神谷議長

青谷主幹。

## ○青谷経営施設課主幹

今の工事の内容についてでございますけども、金額につきましては、令和4年度と令和5年度の2か年でやっている工事でございます。令和4年度に債務負担行為を起こしておりますと、今、議員ご指摘の金額は5年度分の金額でございます。債務負担で令和4年度の当初予算のほうに2億9,544万1,000円計上しておりました。それから令和5年度には、5億1,327万9,000円。合計で8億872万円というような予算を計上しておりました。今、もう契約は終わっておりますと、金額は、2か年で7億4,250万円ということでございます。業者の選定方法につきましては、制限付一般競争入札で行っておりまして、業者を決めているというところでございます。

## ○神谷議長

石松議員。

## ○石松議員

よく分かりました。令和4年と5年の2年かけての事業であるということですね。もう既に事業者が決定しておるということですね。その下のですね、5目の送水施設費のところですけれども、ここは、前年度令和4年度の当初予算を見ますと、それと比較しますと、送水管布設替工事のところが7,500万強になってるんですが、令和4年度と比較したらこれはマイナス1,700万円強の減額ですね、18.5%の減額なんんですけども、その理由、また、送水管の布設替工事の距離、どの程度の距離を今回布設するんだということが分かりましたら教えてください。

## ○神谷議長

青谷主幹。

## ○青谷経営施設課主幹

送水管の予算でございます。送水管の工事箇所につきましては、別紙14号議案関係資料をご覧ください。A3の折り込みの分です。これでピンクの1番平等寺のところでございます。この地区的送水管につきましては、配水管とあわせまして、令和3年度から工区分けをして、1工区ずつ、3年度、4年度、5年度ということで、3工区に分けて工事をやっているところでござい

ます。管経が 400 ミリという大きな管を今、布設替しておるところでございます。そして令和 5 年度の工事の延長でございますけども、400 メートルを計画しております。

○神谷議長

石松議員。

○石松議員

よく分かりました。同じく、今度は 6 目の配水施設費ですね、ここのことについても同じようにお聞きしたいと思います。この工事費ですけども配水管布設替工事が 6 億 7,800 万計上されます。これは前年度の金額と比較しましたら 1 億 7,400 万円強、率でいいたら 34.5% の大幅増であります。その理由、また同じく、この布設替工事の距離についてお伺いしたいと思います。

○神谷議長

青谷主幹。

○青谷経営施設課主幹

まず工事の延長でございます。令和 5 年度の予定しております延長につきましては、約 4.8 キロを予定しております。この中には先ほどの部分送水管とあわせて配水管も入れる予定でございますので、その分も入っております。それと金額が増えている理由でございます。大きな理由としましては、先ほどの 14 号・15 号議案関係資料、福津地域の図面をご覧ください。赤色の 10 番でございます。福津市の津屋崎地区におきまして、配水管を布設替する予定のところがございます。この分が津屋崎地区の水圧が低下しているところがございますので、その対策としまして幹線で管を入れる予定にしているところが、新たな事業としてやる予定でございます。

○神谷議長

石松議員。

○石松議員

最後お聞きしますけど 42、43 ページですね。これは 1 目施設整備費のところですけれども、これも、配水管布設工事外が 8,272 万円ですけども、これ前年と比べましたら、3,232 万円、64.1% の増になっております。このことについてですね、同じようにその理由、またこの配水管布設工事の距離についてお伺いしたいと思います。

○神谷議長

青谷主幹。

○青谷経営施設課主幹

先ほどの 14 号・15 号議案関係資料、A3 判をご覧ください。この中でですね、緑の 1 番光陽台 4 丁目、それから緑の 2 番津屋崎 7 丁目、この辺りをですね、新規に配水管を入れていくというような計画で考えております。それから、延長は 235 メートルを予定しております。

○神谷議長

他にございませんか。

(なしの声)

## ○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。  
次に本件に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

## ○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。  
これより、第 14 号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

## ○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第 14 号議案は原案のとおり可決されました。  
日程第 19、第 15 号議案「令和 5 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計予算について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

## ○堤事務局長

第 15 号議案について説明いたします。  
第 15 号議案 令和 5 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計予算について  
令和 5 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。令和 5 年 2 月 15 日 宗像地区事務組合組合長 原崎智仁  
詳細は豊福経営施設課長から説明いたします。

## ○神谷議長

豊福経営施設課長。

## ○豊福経営施設課長

私から、令和 5 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計予算について、お手元のピンク色の表紙の予算書に基づき説明いたします。  
それでは、1 ページをお開きください。第 2 条で業務の予定量を定めています。年間総給水量は 5 万 8,843 立方メートル、有収水量は、3 万 6,908 立方メートルを予定しております。建設改良事業としまして、老朽化した水道管の布設替 3,961 万 4,000 円を計上しています。工事につきましては、福津市に委託し、下水道敷設に併せて行う予定でございます。

第 3 条収益的収入及び支出、第 4 条資本的収入及び支出につきましては、後ほど事項別明細書で主なものを説明させていただきます。

2 ページをご覧ください。第 5 条では企業債について定めています。限度額は 3,320 万円でございます。第 6 条一時借入金限度額につきましては、起債と同額の 3,320 万円としています。

次に、3 ページをご覧ください。第 8 条他会計からの補助金につきましては、福津市から補助を受ける金額を計上しており、金額は 1,271 万 5,000 円でございます。

次に、予算に関する説明についてです。5 ページをお開きください。このページから 8 ページまでは、令和 5 年度の予算の実施計画について掲載したものですが、16 ページ以降の事項別明細書で、主な内容を説明いたします。

次に、9 ページをご覧ください。予定キャッシュ・フロー計算書です。1 番上、当期純利益は 294 円。1 番下、資金期末残高は 567 万 7,107 円を予定しています。

10 ページ、11 ページをご覧ください。令和 5 年度当初予算計上額を全て執行した年度末時点の予定貸借対照表を掲載しています。資産合計、負債・資本合計それぞれ 2 億 5,161 万 7,077 円を予定しています。

15 ページをご覧ください。注記でございます。財務諸表を作成するにあたり採用した会計処理基準及び手続を掲載しています。

続きまして事項別明細書に沿って、主なものにつきましてご説明いたします。

16 ページ、17 ページをご覧ください。収益的収入です。1 款簡易水道事業収益につきましては、2,550 万 6,000 円を予定しています。1 項営業収益、1 目給水収益につきましては、143 万 9,000 円を計上しています。2 項営業外収益は 2,406 万 7,000 円を計上しています。このうち、2 目他会計補助金は、前年度から 711 万 9,000 円増の 894 万 9,000 円を計上しています。収入構成の変動により福津市からの補助金が増額となっています。5 目消費税還付金は 261 万円を計上しています。令和 5 年度は、建設改良事業に伴う消費税の支払いが大きいため、確定申告により還付が見込まれます。8 目長期前受金戻入は 1,250 万 6,000 円を計上しています。これは、固定資産の取得に充てられた補助金等を貸借対照表の長期前受金に計上し、減価償却費に対する補助金等の見合い分を収益とするものでございます。3 項特別利益、3 目その他特別利益は、前年度から皆減しています。令和 4 年度は、地方公営企業法適用初年度であることから、適用前の令和 3 年度の収入支出による消費税還付金が特別利益に計上されました。これは法適用時の特例的な予算措置であるため、令和 5 年度以降は発生しないものです。これにより、先ほどの他会計補助金が増額となっております。

18 ページ、19 ページをご覧ください。収益的支出です。1 款簡易水道事業費用は、前年度から 566 万 8,000 円増の 2,278 万 3,000 円を計上しています。1 項営業費用、1 目簡易水道事業費は 791 万 7,000 円を計上しています。このうち、15 節委託料、790 万 6,000 円は、主に北九州市への包括業務委託料となっています。6 目減価償却費は、954 万 7,000 円を計上しています。7 目資産減耗費は、今年度で配水管取替工事が完了することから、古い配水管の除却費 339 万 4,000 円を計上しています。2 項営業外費用、1 目、支払利息は 147 万 2,000 円を計上しています。企業債利息及び水道会計からの一時借入金に対する利息でございます。

20 ページ、21 ページをご覧ください。資本的収入は、4,336 万 6,000 円を計上しています。1 項企業債 3,320 万円は、建設改良費の財源として借り入れるもので、2 項負担金及び寄附金 640 万円は、福津市からの消火栓設置費用負担金でございます。3 項補助金 376 万 6,000 円は、福津市からの補助金でございます。

22 ページ、23 ページをご覧ください。資本的支出は 4,380 万 1,000 円を計上しています。1 項建設改良費 3,961 万 4,000 円は、福津市下水道課に委託して行う水道管の布設替工事でございます。令和 2 年度から行っている工事で、令和 5 年度で完了する予定でございます。3 項企業債償還金につきましては、368 万 7,000 円を計上しています。

簡単ではございますが、以上で令和 5 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計予算の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

## ○神谷議長

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に本件に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第 15 号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第 15 号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

なお、本会議中の誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第 42 条の規定に基づき、議長に委任いただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ご異議なしと認めます。従いまして、字句、数字等の整理訂正につきましては、議長に委任いたしました。

これをもちまして、令和 5 年第 1 回定例会を閉会いたします。